

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金が未払時退職後から特別年金とは
ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が考えられたのは退職後4、5年たった頃です

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別に考えたことはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度末までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在の事務所の設備は当時と相当異なり
冷・暖房は全くなく、又全てが手作業で
担当職員は大変苦勞していたことを
記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時代の変化は大きく、現在と当時の状況は
理解し得ないと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題の処理について行政側の処理のミスや過失が問われ、批判されているがその原因は企業の担当者や市区町村の担当者本人の記入ミスに伴うものが多い。

それは、①昭和の時代の経済成長と並んで、企業の人不足で、求人をする。僅か側にも転職するから、極端に年金番号を所持していない。

事業所(企業)から提供される由(取柄由)の過去に厚生年金や後払年金(有無欄に○)と記入されているが、年金番号が記入されていない番号が少なからずみられた。

②被保険者側、も当時は年金に対する意識は乏しかったり、過去に厚生年金に加入していたり、無と記入したほうが就職に有利と見ていた。(企業が採用にあたって、転職者を敬遠)

③事務処理をする行政側も被保険者の健康保険被保険者証の号数交付を求め、取りあぐ、被保険者名簿に記入し、事後、照合の結果、判明した者については、年金番号の重複取消を提出させて処理していた。

しかし、年金に対する意識が企業の担当者、被保険者にも稀薄で、選手がいないものも少なくないと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

総務省所管の住基ネットは、国民の9割以上が登録されていると聞いている。社会保険庁のデータと突き合わせる。

年金記録の正確さを期するには、社会保険庁カードの導入することが有効な手段と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後の生活設計と支える大きな柱になる時代がやってくる
と気づいていたので、名帳の記録整備は重要な業務であると認識
していた。(昭和⁴⁰年頃、社会保険庁勤務から厚生年金基金の被保険
者として振替を付している者がいると知り、名帳管理はどうなっているか
の疑問を受けたことがある。当時、私は愛知県保険課に勤務)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題は年金制度の成熟化に伴い受給者が拡大し将来重要な関心
事項となるので、戦前から名帳管理の重要性を認識していた。
年金記録のコンピュータ化、基礎年金番号制導入を早くと早期に導入す
べきであったと考える。(早期導入にいろいろ事情があったせよ)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

格別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給者は年金受給者が年金初め程度
年金制度の周知に注力しており、記録の問題
があることは認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

総務省をとりこむ家、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金行政に携わったのは約20年前からで、その後の業務運営の方向が不明であるが、在職当時業務現場においては記録の適正化に力を入れ、感心も持っていました。当時担当業務は被保険者台帳管理の記録不能データ解消に苦慮していた事実はあり、管理者としての解消に努めた憶いがあります。また業務システム運営が非常に困難だと感じていた(例: 記号番号を格付け住所氏名変更等)は、記録の適正化に力を入れた事実はあり、感心も持っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に年金に詳しい方から、年金記録の件について、具体的なご教示をお願いします。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人(被保険者)に面談し、一からチェックする事、特に高齢者から実施する事。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

機械化も整備され国民調に連動
している事と認識している。
問題が存在することを知ったのは平成
17年くらい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は、国民の年金
生活に大きな影響を及ぼす
問題である。年金記録問題は、
年金生活に大きな影響を及ぼす
問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ① 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は退職後社会保険 森原の会社に 従事しており
左様の問題があったのが 全然分らない位で 常に忙しさに 仕事に
追われておりまして 年金問題に 関心がない 状態で 長い間
働いておりました 退職後 忙しかたに 仕事に 追われて いたこと
で 企業に 仲間 といふ 会社 連中 仕事 していた 中で 年金
問題は 聞いても 感心 なく 毎年多忙で 押あふれる 中で
退職後 生活 改善 する ための 年金 返金は どの くらい 必要か
中 止める こと ありませんでした

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新生活は 従事 していた 仕事 延長 問題 発生
生活 改善 する ための 年金 返金は どの くらい 必要か
年金 返金は どの くらい 必要か 年金 返金は どの くらい 必要か
年金 返金は どの くらい 必要か 年金 返金は どの くらい 必要か

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている以外は知りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決方法等について退職している自分には、解決する方法等が出ないのて、方策について考えてみたことはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来重要な案件であるので本庁指示の通り
万全を期して私は遂行しておりました。問題が存在する
とは全く考えてみたことはありませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁に於いては問題点については充分認識していたと考
える。適切な指導を徹底改善しておけば良かったと考
える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦争に於ける米軍の経費により
増大した負債の記録についてはどうにも
ならず本人の申し出を各府とせざるを得ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

三十年近く経つ勤務期間中に年金関係の仕事はほとんどない経験が不図であるが、最近大きく常
に事業所勤務期間中にも被保険者になっていな
いという申し出については、社保事務所保険士の、
被保険者名簿、国定年金名簿(工場台帳と
含む)の適用の有無はわかると思う。
注:被保険者名簿、工場台帳はどちらの手書
のもの。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別とは感じていません。
その立場を精一杯努めたつもりです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「預金」の通りです。
年金記録問題は、誠心と通して
少なからず心を痛めているです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、一般に知られていない問題は承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、ねんきん特別便により年金加入記録の確認が行われたところではありますが、現時点で未納給金の方に対しては引続き照会等により記録の確認が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

高齢化社会の進行により、年金に対する関心が高まっており年金記録の重要性を認識していました。

また、年金記録問題については、新聞等の報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性を認識して、年金記録の適正な管理に努力してまいりましたが、現時点でみた場合の反省点としては、その管理の対応について尚一層の努力が必要であったと考えるべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 保険指導室長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

殆んどがマスコミ等を通じて始めて知る問題で、しかも殆んどが退職後に行われた制度改正、事務処理方法の改訂に起因する問題で、真実の程をうたかう程度で問題を提起できる立場でない

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あらゆる資料を参考に記録残れと思われるものは記録の回復の許すべきである。なおこの場合に従業員側又は事業主側の都合により未加入となっている場合(更迭にも記述)もある事と念頭において問題解決の判断資料とすべきものと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は常に重要な問題と認識し、保険適用、適用記録の適正化に留意してきた。従ってこのような問題は在籍中ではありえないと思っていた。問題の存在はマスコミで報道されるようになってはじめて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍中は社会保険調査官の活動を通して制度加入ならびに標準報酬届出の適正化に努めてきた。この活動を通じて時々指摘された事項として事業主側の不注意又は故意の過失により、従業員の加入減れ標準報酬の過少届出が見受けられた。これらは従業員、事業主が保険料負担をさうする事に起因し、時にはパート採用条件に合わせるため生年月日をごまかし届出をあたった。従って年金記録問題は社会保険庁の過失による問題の類いであつた。従って私は事業主の届出に問題があった場合も多いのではないかと思う。従って年金記録回復においてこの点も考慮すべきと思う。

ご協力、ありがとうございました。
なお荷葉に基づかずして適正に標準報酬を訂正したり適正な資格を喪失させたりしたケースは私の記憶中ではありえない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に申しあげることはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

むづかしい問題です。地方の記録を本庁に照会する。特に、滞納事業所に勤務されていた方については、勤務期間と標準報酬について特に注意を払う必要があると思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

すかねといふのこい思ひます。昔は年金記録台帳は手作業の紙台帳で行なわれていたため、同じ被保険者が前職場を失々と変られた方でその都度年金番号を払い出しているケースがあり、判明の都度重複取消届を提出してもらって、一枚に集約するよう指導してもらったのが大へん心配でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金記録台帳はご承知のとおり紙台帳のため長年経過したものはインクがうすくなり判読できないものがあり、その都度できるかぎり電話照会して、正確なものにするよう努力していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新南等が教達士に記入するに外 特に教達せん

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最終的には改定判断によるしか解決しない
が、公平、公正、透明に
判断する必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、記録簿に内容があつた
りかなくとも

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録簿が誤りである場合には、記録簿を
いじり直す必要はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項はございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去一貫して、常時適正な事務処理に努めていたが、認識しているのは保ちやすさの度、人々の問題が存在していたこと、2007年タリマスコミ報道により知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く青天霹靂の事態と思われ、共に、老同全般の皆様に對し、有身の狭い思いで、後を過しています。その制約、仮令、生年月日を基本にしたことは完全とは言いがたい、これに併せて、国民番号等も併設し、カド記録の正確性を確保することも一計かと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の生活生活の一端として重きを置く。
また、年金問題等の重要性については、時期は不詳であるが、社会保険庁職員となつてからである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金資格については、常に適正を期すことが必要であると
考えた。
また、今後は(質問3)のとおり対応すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不詳

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

如何なる スパンであらうと、調査・解明を果す
べしと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成14年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特 にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後年数も ~~も~~ たずかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の保存が大切だった。昭和40年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳のマイクロ化、
現時点では分かりません、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の設立準備室時代が私のスイトであり
 当時は生活保護関係の国民(徴収)と国民年金の
 均行が問題があり、意見を出発点と各市町村行政との
 調整が検討年の同じで問題が多かった。この関係が
 市町村の帳(手帳)であった。不明が多い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の省
 生活保護省の所管は、全員、生活保護の支給対象と
 する。他の経済政策は将来において○になる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題は、輸入関税問題の発生から、この問題の発生から

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

革命機體の心
革命の心は、統一の心、全国の心
の把握の心要を思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どんな方策がよいか考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金記録問題は周知していた。
その後も新聞で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍中の問題意識なく、現時点での生活者としての
反省はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1 在籍中のほとんどは国民年金担当でしたので、国民年金の問題を念頭に回答します。
- 2 在籍中に記録問題を具体的に認識したことは記憶にありません
- 3 オンライン申請事務やそれ以前の手作業記録事務が問題発生の温床と推測されますが、20数年前以上前のことでもあり、老害の思考が対応できていません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	☒ 現職者 ☐ 退職者
所属	☒ 本庁 ☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 従業員を採用する際の条件に「35歳未満の女性」等があったため、生年月日をごまかし応募した等の例が少なからずあった。

2. つとめに出で、夫の扶養家族から外されるのを避けるため、氏名をいつわって採用された。(旧姓を用いる等)

これらのことを知ったのは、窓口での年金相談の際に、氏名、生年月日での索引で記録がでて来ないときなど、本人の細かく質問した際に本人が明らかにしたことが多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のことが起らないようにと、事業所への事務担当者等の際に「このように絶対にならざるよう指導することとしていた。(将来、少なからず問題が起るから。)

「オンライン上の未統合」「旧多岐からコンピューターに収録されない。」等の問題については、すべてが本所の怠慢によるもので、当時の大臣、長官をはじめ上層部にもおおいに責任があると思われる。
(国家教職なんとかと云って頑張っている人も、職を辞して反省すべきと思われる。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

センターが送付された「厚生年金記録事業」のリストにのって、給与振替や勤務している(いた)事業所に照会し、可能な限り調査を行い、問題を完了。又は、厚生年金の勤務先及び住所不明等の理由により「調査不能」の旨を記すにリスト(回答)を返送していた。その後のセンターにおける処理は承知していない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その他の記録問題は報道されている様な膨大な件数や生じたのが緊急であり、急ぎではない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特々ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のとおりですから方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職するまで(在籍中)年金記録は正確に
反映されているものと思っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかった範囲での対応です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はそのようなことがあることは知らなかった。退任後、新聞報道で知った。後、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題意識はなく、特別な対応はしなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

サラ金等の債務者が身元かくして再就職し、再雇用の時に元が分らないように氏名、生年月日を偽り届出、被保険者となり、年金手帳を新規に受領する方法があり、この例は完全に架空の人間になり記録が一つ由にうることとなる、
また新職時に採用年令合わない場合偽りの年令で届け出られ年金記録に合致しない、
前者の場合は年金記録で検出することは極めて難しい、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者には年金手帳が交付されており、そこには各自が記録を記入するようになっており、これを活用すれば記録の偽りを防ぐことができると、自分年金は自分管理するという気持が湧いてくる、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金の記録管理は完全に終わっていると思っていた。
年金問題か、このように大きな問題として世間を騒かせることは
このころは知らなかった。地方では市町村や住民センター
から提示された年金を本庁に送付するだけで、記録の不統一がこれ
ほどあるとは思わなかった。私が在籍中は、年金事務所コンピュータ
設置とオペレーター運用が盛んであった。従って会議や研修で
年金の記録について議題によることはなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が在籍は20年以上前なので、記録の管理を信じていた。
記録不統一については、とととと追跡調査し、正しい記録の保管が
必要だと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所に冷房設備の取組、国民年金担当者
は年金記録で追進された人、工口テープ機械室の冷房
の無い部屋で大型の雑談で忙しかつ業務していた。
事務所での雇用、珍付と称する業務課長であったが、
そんな中で作業していた内、通入の力、入力の
ものが多くなっていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

是れは一時的なことであり、いまだ解決策はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務所に勤務する時は、被保険者記録をオンラインで送信して、その送信結果を社会保障庁から返信に到着した後に、年金記録は完全に入力されたものと思われていた。当時は年金帳がマイクフィルムへの記録が終了した状態で、年金の加入記録は常に現在のように入力されたままだった。事務所の業務は、年金記録の加入について市町村の担当者への依頼はほとんどなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人的な入力ミスで現在のように入力されたものと思われるので、職歴を各人が入力した人々のミスが長年どのような形で発生しているかは不明である。
現在の社会保障庁が実施したシステムでは、システムへ入力された記録は不足金の単位で社会保険庁へ送付されている。職歴にヒズミは不合理的なものであり、オンラインシステムを企画・実施した本庁幹部と地方の担当命令は、本庁職員がどのように反響しているのかを承知している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不詳

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時このような問題が生ずるとは
考えられなかった。
テレビ、新聞等で報道され初めて知り
ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

実態がよくわかりませんので(業務上の作業
状況、入力、処理等)わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の適正な管理は年金給付上重要であることは十分承知していましたが、社会保険事務所(以下事務所という。)においては、社会保険庁発足後は業務センターが機械化により一元的に管理運用されているものと思料し、事務所の多くの職員は他の本来業務と比較し、ことの重要性の認識は希薄であったこと。

また、記録の適正な管理については、当時業務センターおよび県保険課(当時)からも特別強い行政指導がなかったこと。さらに庁・県の業務指導監査においても同様であったと記憶している。

次に記録問題が存在してきたことは、社会保険労務士業をしていたため、数年前から関係者より事務所窓口における年金請求時において記録の不備により裁定の遅れや、年金額が誤りではないかと言う疑義の情報が多くあり知り得ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の不備の主な発生原因はいろいろあるが、資格再取得の届け時年金手帳(証)を添付せず番号が不明な者が多くあり、この場合止むを得ず新規取得者扱いとして、年金番号を重複交付し、その後早急に重複取り消しの処理をせず事故の要因となったこと。

また、取得時氏名・生年月日の正確な確認手段がなく、必然的に再取得後の記録が不適合を生じた者が多く発生したと思われること。

この対策として雇用保険の窓口における事務処理のように、届け時にコンピューターにより従前の記録と即時照合し、統一された記録の管理方法を参考としては如何か。

なお、事務所においては、記録は最終的には年金裁定請求時に、当人の職歴と全加入期間の記録を確認すればよいと安易に考えていたこと。もっと早く中間の一定の年齢時に記録確認を実施すべき方法を考慮すべきであったと思われること。

次に、昭和40年代ころ業務センターに移管した者の記録不適合者について「事故リスト」として事務所へ常時多数照会があったが、当時事務所においては、本来の業務が多忙なため調査に困難をきたし、多くの件数を調査不能として返送したこと。

その後「事故リスト」の照会業務がなぜか中止になったと記憶しているが、今でも疑問に残っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあるせん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常に大変な作業が、現行おとで止りなれらる。
 (事務所長や国がたての協力の意を示すこと)
 他に24時間体制があり、本人の申し立てによる年金記録の調査にも対応し、止りなれらる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時、昭和60年度は丁度、年金の端末帳の導入と終え、基礎年金の導入、増利適用年率の拡大と年金制の改革の進捗でしる。
 オンライン化と年金相談特設窓口の開設等、この中で
 ○男の場合... 既得のアイツ(記憶の海)
 ○女の場合... 年金受給の年令... 女性の年金受給が少なかったり、小規模の年金受給の困難さが見えたり。
 現在の年金受給については、2、3年分、社会保険庁で整理。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まず(質問3)年金相談には、年金受給者(同)中(女性に偏り、個人年金受給者(年金受給者、入会、年金受給者、年金受給者)は多くてPRした。
 反省点(年金受給者)2人は不可^然で...
 旧年金、旧年金の... フリガナで年金受給者で済んだ。
 12月まで。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間に知られていない問題で、私の知っていることはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大なお金を必要としますが、疑わしい記録をもう一度見直さないといけないように思います。責任を逃げることは不可能かと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 滞納整理に関係した年数は約10年
を越えると思われ(一宮、鮎川、岡崎)
滞納率等所に対する標準額と月額も発生月月
に争ひあふるとは全く考えたこともありません
東京都の収納率と比較してOKな41%にしかありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新聞を読んで、もし滞納のところが逆で要失の
名呼ばれ、ではならぬ、然るに、
思いました
何の役にも立たないことは、
決して認めません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

教育しかないのではないかと。

残念ながら [redacted] しました。

(台帳(紙)から ウインドマシンに変更もこの [redacted] 業務 - (どちらに記録はあるのか) [redacted])

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

36年間勤めたが、この間年金の担当はない。
いま社保は世間からオオムクビングですね。
このような問題が、オオムクビングくるなとは思定
もしていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思えばこの年金記録問題が、オオムクビング
ではない。とんが法整備してもこれ^(後)では
いかならないか。
公務員としての資質、どのような気がする。いや
「人」としての生き方をめかして分りません。たか
とけん制し合っている。日々のあつたらあまりに
オオムクビングとした毎日であつたらう。

むづかしいこと。すくなくとも他者の言動
素振り等に？のつくようなことを感じた。者からの
語いあつたら冷静沈着に取返す上りになら
なくてはならない。例え重たい^(後)であつても茶澤し

これはいけないと思う。ご協力、ありがとうございました。
本人も勇気を出して、うたええ。
というのだからー。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、本人にとって大事であると認識した。
現在問題になる様な事は考えもしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真面目に対応した。従って反省点はなし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

制度の現業事務経験が少ない者、誤っていれはお断り下さい。
 ・資格取得等すべて事業上の責任による届出が後であった事。
 ・取替年月日と経過期間内経過に本採用の日で届出(月規模)がケース
 ・報酬関係で本給の所で、諸君を多めでないケース
 ・高度成長時代、就取が自由に出来た事、本人が持って
 (代名・生年月日・係等)申し出て、届出されたケース
 以上すべて届出等について、本人の戸籍(フライバツの問
 題)で確認が不可能であった事が大きな問題点
 ・退職年金(女性が多い)の請求から受領を非常に
 委任(集団就取者)され、会社からの退職金に合せ支払
 られている事、年金給付金と退職金との差分が充分
 出た事、(職物関係者集団就取者が多い)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題になっているケースの内容を100%理解
 してない事、解決の方策が充分な回答が出来ない。
 古い記録(名簿)等古い用紙とインクで判読が
 出来ない、印刷で読み取りにより読み取りが記録
 が古いと判別しないケースもある。
 年金記録の問題が出て以来、報道関係及び現取の方
 々による本人さん特別便等でお示され、結果なお解
 りの記録は、命令者又は死亡者でないでしょうか、
 社会保険関係以外、個人から届出された方が多数である
 事、他省庁(地方含む)の協力(本人の所在確認)を
 得て実施する方策は出来ないのでしょうか。
 但し、本人の戸籍が正しく届出されてなければ100%
 確認は不可能、本人の住所管理改訂の古い記録
 は本人の申出以外はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然年金は長期間の管理をする必要があり、色々な
形で集約管理に移行された。当初は届出を義務化
し、集約により進捗、記録上不明な記録を事故リフトに
より処理されているため、正確に管理されているものと思
っていた。
今回初めて公表された件数の多さに驚き、おどろい
てます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

現場(事務所窓口等)の混乱を知り、数日事務所窓
口の整理に行きおれど、20年を離れている為、充分な
対応出来ず、申し訳なく反省しています。
年金制度を色々見直しされ、若年金制度へと移行さ
れおれど、その都度現場で正しく事務処理した結
果であり、決して怠慢してはいないと思わない。
本人の年金記録の失われる可能性を減らし、オン
ラインによる番号制化、地方自治体のオンライ
ンを統合出来る様にしたい。現在の届出制で
は解決出来ないと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別思い当たる問題はございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特効薬的な解決方法はありません。
現在、やっていらっしゃる方法を継続するのがいちばん良いと思います。
(対応人員の増加)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとは知りませんでした。
国会で問題が存在することを知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知りませんでしたから対応しようがありません。
反省点は、部下を信用することは大切ですが、
必ずチェック機能が働くシステムとしておく
ことです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近のテレビ・新聞等で
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時、年金問題が先ずきで
ゆめゆめ思っていたいかなう、
新聞、テレビ等や報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

衆議院がよくなった感じがわかった、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし ✓

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しいものかと思っていました。
問題の存在を知ったのはテレビ報道後、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

「お金」と「時間」もかけて、一件づつ解決するが、近道では？。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があること自体、承知して
いなかった。

新聞等の報道で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点？ 無いように思うが、
わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の大半は思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日々努力しました。

1. 戸籍(生れた地)と同様に一生一つの番号を持ち、
番号と姓名

2. 年金帳に住所のわかるように(国々人々)通知
(年一回)の通知が良かったと思います。
通知

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職してすでに二十年、思い出せません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。

平成9年、基礎年金番号を付けたとき、どのような
検査がされ、どのような処理をし、てん末かどうだったのか、知る由がありません。
(雷に降った54万5千人は、このとき発生した内訳と整理しています)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

半世紀以上も前からこのこともあり、最終直近でも
二十年近く前のことなので、すべてを思い出すこと
はできないが、統計全数帳から電算システムに変更
された際の事務処理リストに苦勞の記録はありませ
ん。最終てん末は、知らされていなかったのではあり
ません。

昭和40年頃のことです

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・全記録は、個人個人の台帳式(紙台帳)であり、当時台帳の管理は
 台帳上インクで授けしペンで記録し書き行っていた。又事務所の記録
 用は、紙で書きたり作成しペン書きであった。台帳は昭和44年の伊勢湾
 台風によりかなりの台帳が角に壊れ、(特に伊勢湾事務所など)
 一部角に壊れしインクが滴み記録が判読不明のものがあり数
 百枚程度に亘り、台帳をいじる台帳で目には
 ・休業申請書の記入: 不慮事故で発生し、手荒し倒産する。加入資格の
 企業は厚生省に、故郷に伊勢湾に相対し、週及に資格を又得て
 いる事は承知している(過去全案)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決の1つは、最善案を思ふことである。年令記憶は、事実確認、未だの人は5人、現存は、本人の申し立ての12人、取説読取、のどで消滅の12人！

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不払中ではあるが、年金は自分自身で払っているつもりで、深く考え
ていなかった。当時は全く問題と認識していなかった。
少しづつ問題が露れにしていると思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後、年金近く経過により対応のしようがなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ⑥ 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年頃からの年金記録について、年金は、水害等により記録困難なものについて、整理をしたが、他には、年金とこれと違った新しい事について、思いつきません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金、可能な限り、の整理をしたものであり、現時点で、悪い方策があるとは思いません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

近郊報道されるようになってから。そのころに
(5) 問題が存在するとは全く知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

意見なし (今のまま)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在していないかと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

{入院していたため、おくりあて}

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

非常に大きなミスと認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知らない。現状では、水道や電気料金と区別

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 昭和29年11月、中津川で、秋田県小森町から「水害に会い、中津川に生じた、旧中津川」が流失、被災し、81列続不能になつたが、
○ 戦時名を「中津川」で名づけ、被災したこともあり、昭和29年復興省の調査に、
○ 昭和29年12月、中津川を「中津川」に合せ、中津川を「中津川」に合せ、
○ 昭和29年12月、中津川を「中津川」に合せ、中津川を「中津川」に合せ、
○ 昭和29年12月、中津川を「中津川」に合せ、中津川を「中津川」に合せ、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 被害者や被害者の記号番号は手作業のナンバーリングを作成。
 ナンバーリングは打ち、打ち、再度、インク加減で番号が分
 りにくくなり誤解が生じた。
 (数字の判読、誤解の例)
 0-9, 6-0, 1-7, 7-9, 6-8
 0-6, 9-0, 7-1, 9-7, 8-6
 (訂正)
 ② 座席間、手作業ではその人その人の数字にクセを書き入
 り、ある人には別の数字に見えることになり、別人になる
 1-7, 9-7, 6-0, 6-8
 7-1, 7-9, 0-6, 8-6
 対策 一斉同席かけて手作業で1件につき調査に努力する
 しかないと思ふ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国保(4)以下同じ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

初最初は、
この社会科教育問題の公に報せられて以来、金に
社会科教育問題の重要性は、一般に知られてゐる。特に
私の知つてゐる事は、教育界の一般に、事柄の重要性を、
金に報せられて、新しき事柄として、多くの人々が、
これを、
生かす、
多量に、
わが国で、
社会科教育問題の重要性は、
わが国で、
社会科教育問題の重要性は、
社会科教育問題の重要性は、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン記録と旧台帳記録との統合と全数行方不明が必要と考えますが、ニホヤ行方不明は困難であり、記録の誤りが生じた原因が、事業主からの虚偽の届出と把握できずに行方不明によるものもあり、社会保険事務所の処理上のミスとありと考える。徴収上の対策から政策的に標準報酬月額を下げたり、資格を喪失させたり、コース変更なども検討すべきであり、行政の責任が大きいと考えられるので、被保険者・被保険者である人からの申し出に特に疑わしいものに限って、給与明細書等の具体的証拠が揃った場合に限り、申し出に基づき記録を訂正すべきでありと考える。

申込みが偽りであることが判明した場合は詐欺罪で告発すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時は今日云々云々の年金記録問題がメディアの認識はありませんでした。

年金記録問題が存在することを知らなかった。国会で論議が行われ、世に報道されたテレビ・新聞等マスコミの報道によってであり、平成16・17年頃であったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍していた当時は年金記録問題の認識がなく、具体的に対応はしていません。

オンライン切り替之作業は賃金職員に雇用は行われていたと記憶しており、頻りに漢字については提示させて、職員が市業務への対応で確認するのを面倒で済ませようとしたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 b. 事務局課長補佐・係長級以上 c. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特におりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全部、本人の申し立てを客観的に限り、解決しない
 思います。市町村職員に社保事務所職員や
 庁の指示(規則・準則)に従って一生懸命
 もって仕事をしてるのに残念です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は全く意識していなかった。
 裁量請求時に本人の申し立てにより算入されている
 期間があるとは、信じられない。
 又、国民年金については、二重加入の調査(疑念重複調査)を
 行ったが、市町村の名簿と照合しているのに、記録が
 合わないとは信じている。
 間違っただけなら入念に申し訳なく思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

小生は、国民年金事務の経験から、米納者について
 市町村・社保から何度も催告を行っており、安易に納付済と
 せず、納付済みを確認したいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題はない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、本人の申告による調査で、その上判別しないものについては、第三者機関を設けて判断する。

それと判別しない事例については、ある時点で政治的判断をより仕方がないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金基金の解散業務に携わるとき、基金の記録と厚生年金本体の記録が一致していることが要求されているが、不一致が散見され、明らかに厚生年金の記録の差が大きくなり危険な状態に陥った。最終的に国庫の存在と関係のある新制度の導入である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・記録業務については、入力業務の削減による情報の徹底を図る。
- ・国民年金制度の下、加入員番号によって1人1人に対して複数の番号が付けられることが第1歩である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にご存じありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そっせん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいものと思っております。
マスコミの報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後で何に対処はしていません。又年金記録は正しいものと理解しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ① 昭和30年代～40年代に事業主が故意的に資格取得年月日を事実より3ヶ月～6ヶ月位遅らせて届出されていたことが多かった。
- ② 就職時に年齢を若く偽り、または名前を故意に変えている被保険者があった。
- これらは年金相談を担当したときに気がついた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 事業主から正しい届出をしていただくよう協力を原う。
- ② 旧台帳のコンピュータに未収録分については、現状のままでよい。かりに今後コンピュータに収録しても30年代以前については明記、大正生まれの人が多いため価値が存し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和45年前後に年金専門家になり年金相談の
うで知った。
年金記録を調査すると厚生年金の番号を就職する
ごとにとり、5枚〜10枚も持っている人が多数あつた
また生年月日の偽り、名前の偽りも多く判明した
被保険者の厚生年金に対する認識不満足と
感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の記録と職歴に1たがって調査した
事業主の正しい届出が必要
社保からの広報が被保険者個々に
いきわたっていなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録も年金資格も、被保険者
あるいは被保険者であった方のうち
に「本人」が感じなければ、それを
認めることとする方策が最適
と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 ○*平成11年度までは課長 <i>保険係 専任課長</i> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状維持。2つの方法でよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録不正だと思って割り
内題認識がなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

内題認識がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はマスコミ情報で知ったが、その様なことが存在していることが信じられない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を認識していなかった
ので、コメントのしようがない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 平成17年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在までに発表されている問題以外には承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進めている方策と着実に進めてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

十分に認識していなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で見た場合、もっと早く公表し解決すべきと
思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知りませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

- ① 取得品に生年月日と偽って届出たケース(特に女子が多く見受けられた)
- ② 転職するたびに厚生年金番号と新しく取っていたケース(多い人で5つか6つずつ年金証も持っており完全に統合処理がされなかったこともある)
- ③ 43の場合、2年以上の資格期間がある者が退職時担当者により、脱退年金を請求し会社の退職金と合せて支給されたため、本人が脱退年金と昔なみどりが記憶が薄い等のケース
- ④ 伊勢湾台風で事務所が被害を受け被保険者名簿が水に浸かり字がほとんど判読できず曖昧な形で処理されたケース
- ⑤ 厚生年金の旧台帳からオンラインに切り換わりの際、膨大な業務でありアルバイトがその業務の大半を擔ったため、正しく処理できなかったものが多く見受けられた様に思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これらのケースは相当 昔のことであり、現時点で解決できる方策は見当らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の認識については、在職時業務を正しく処理しているという自信があった。
問題が存在することを知ったのは、ここ、5年前くらいだと思ふ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては年金記録は免除できるまで長期間を要し、その記録の保管は重要だと思ふ。現職当時はほとんど手作業であり、繁忙期の3月4月の取得届が多く提出された時、名前等の読みが曖昧でも確認せず処理してしまったような点が反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常業務として、当然の処理をしてきたので、特別に意識したことはありません。
また、このことを知ったのは、新聞・テレビ等で報道されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、退職後は、長い時間の経過があり、対応のしようがありません。
反省点ですが、記録管理の方法が、旧台帳による方式から事務所からの届出書と手への送達による方式、名簿方式、集票方式、現在の機器方式となんども変更しているため、その変更時の処理、管理が不十分ではなかったかと、思いますが、……。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、承知していません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の現状がどうな状況か不明のため、どうしたらよいか、考えられません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 指導係長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 認識していませんでした。

2. 新聞等で報道された時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 地方では、財政対策として保険料徴収や検認率の向上に重点が置かれていた。
そのため、やや遅くは年金事務が二の次になりがちであった。

2. 厚生年金の番号は、一人一番号であることと事業主・被保険者に徹底すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①いわゆる紙置帳(昭和帳)の記録のうち昭和17年又は昭和18年の取得記録のみで以降資格記録の全くないものが相当数あると思われること

②戦災・天災により事業所名簿等の焼失、消失によりその記録が確認が物理的に不可能であること

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①②ともその実態を公表(具体例、件数)し、
 断り
 ①については、すでに戦死とされている人も相当数おり、
 又その100歳を超えた人などともいると思われる。
 これらの記録は例えは職務で又聞きなどを検
 討し、い旨を徹底してはどうか。

②については、例えは事業所名簿で照会し当時の
 職歴照会等をしてはどうか。
 (個人照会は限界に来ていたのではなかろうか?)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳(当時厚生年金保険被保険者証)が、再交付があるのは資格取得の事故りか又知識にありず、記②のときより戦災による少額増徴、小遣いより年金を払った者も記録(個人票)の判読不能により、どうにも記録を完了させることができなかった苦い経験がある。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に具体的対応は、現役時から、対策が考へつかず、苦しい経験がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者となるべき、従業員、事業主、多
くの喪失(責任)があることを世間一般に知らせ
べきである。なぜなら、保険料負担を
免れるべく、届出を怠ったり、氏名、年齢
を偽って届出た事実が多々ある。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い記録は、戦災で焼失したのも
多いと思われる。オンライン上の記録の
不備は、如何にも顕著な部分がある。
全て、後所の所為にするのは認識不足
甚だしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職をリタイアしてから、数年前、2014年
 11月。
 (東京都の社会保険庁では、2014年
 年金資格喪失(年金喪失)を以て、浮組額の
 増大を防ぐと、諸方から情報を得た
 事実がある。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その1、対応の仕方が悪い。
 その2、保険料納付記録の多い者を、救済
 の場合は、破たんを懸念して得た上で
 実施し、善良な受給者と不公平が生じ
 ている様に、資格を回復すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者
所属	本庁 ☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐 係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録簿について被保険者の給与明細等明らかになるものがない場合は、被保険者の申立てに基づき、勤務していた当時の事業主に聴取したり、一緒に勤務していた者が判明すればその者から当時の状況等を聴取し、その者の年金記録を参考にして判断するも一つの方策かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が報道されるまで、そのような問題があったことなど全く認識していませんでした。
当然、正確に処理されているものと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化にあたり、地方庁から進達された旧台帳の記録が膨大なため、オペレーターに時間的余裕がなく、入力も必かあったのではない(しょう)か。
又、入力後のチェックもできていなかったのではない(しょう)か。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

氏名変更(訂正)届
生年月日訂正届
厚生年金番号重複届

上記届出の提出がされていないか、提出されていても厚生年金振込結果が処理されていない、また遡達(本庁へ)されていても処理ができていないか、という点。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で問題に際しては事業はオンラインに移行する前の旧台帳(事務所保管)時代のものが多いと思われる。加入期間がわかっていない人については、年金加入期間調査書を提出していただき旧台帳と照合する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各個人。将来支給される基本的なことですが、
問題の存在はここ2、3年前頃です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点ではオンライン処理で入力ミス以外は
問題ないと思われる。
過去において将来をみた仕事として精一杯に
つくりあげたが、現在これだけの件数があることを
思うと残念ではありません。
旧台帳時代に特に問題点が多いことは反省し
なければなりません。例えば「年金番号重複届
氏名変更(訂正)届、生年月日訂正届」などの提出がされ
ていたが、提出されても又提が正しくされていたか
など問題点があります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

年金記録の修正の申出が、年金者委員会に申出が正しいと判断されれば証拠物件無しでも認められ、解決すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の問題としては年金記録の裏面の中は震災による損失・消失等不明なものが多いと認識していたが、戦後の記録についてはほぼ把握していると思っていた。但し加入者の取圧の記録が消失している場合が随分ある可能性があると思う年金相談と担当した昭和の年頃そう感じていた。
国民年金については市町村が各々の加入記録データの処理 初年度に市町村が一斉に加入記録を把握し、年度初年度には市町村が採用した関係者の徴収による不正があるという。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金審判制度の改正と過去の年金記録を全て録合これはほぼ完了した。加入者の加入記録の取圧の記録の重要性を周知する必要がある。加入者も国民年金の問題が取り上げられる前は年金記録を録合に到達するまでは関係がなかった。自分としては各年金の形で制度の周知は関係が記録制度と関係が記録した事はない反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	☒ 本庁	☒ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長年おかけ地道に解決するまで
思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職の私は、相対年数が経過しているため
解らない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金電子記録簿(平成9年1月)より、2016
に数年にわたり記録簿に記入するところから、
そのほか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知したことは、ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各人が将来に受ける年金の重要な
要素となるもので法律を遵守し
適切に処理していると思っているので
その後の問題も想像しなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	☒ 本庁	☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にございません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金保険は長期に亘り保険料を納付して受給権を
取得する基礎となるものであり、被保険者の方々の大切
なものであると認識していました。
これも自分が年金者になってから知ることであることを
痛感いたしました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出書により正確に記録義務を履行するよう努めて
きました。
反省点はありません。それは在籍中真面目に仕事をしてきた
ものと自負していますので、何の悔みありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があるとは思っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

→入力を正確にするため、二度入力がよい
しかし、時間と手間がかかる。
今後は

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本 庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度まで各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長 *平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ○i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

採用時に、台帳課に配属されましたので、紙台帳の記録整備に従事した。今、思えば、戦後の物不足のためか、紙台帳あるいは旧旧名簿等については現在のトイレットペーパーにも劣るような紙質であり、また、戦争のためか？疎開等により事業所名・同所在地の変更あるいは社会保険事務所（当時出張所）の新設・管轄の変更等のためか旧旧名簿の散逸？で、記録の整備ができなかったものがあつたのではないか。

僅かな期間で台帳課をはなれたため、結末は承知していないが、本庁に送付されたと聞いている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術により、あまり処理期間にとらわれず、原点に戻って記録の整備が必要？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録に関わる部署にいた期間が僅かであったこと、上司あるいは、上級庁の指示、また、指導に基づき、業務に精励してきたつもりであり、新聞報道等により知りえるまで、こんなひどい状態になっているとは、想像もしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まじめに仕事をしてきたつもりであり、前厚生労働大臣がいう、悪人呼ばわりは大変心外であり、そのためか、社会保険庁という組織がなくなり、年金機構に変わりますが、故郷がなくなるといことで、大変残念な思いです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

世間一般に知られていないかどうかわからないが、地方庁の我々には、本庁からの通知等により真面目に仕事をしていたと思っている。各票が大量に記録のミスは、本人が将来の年金額を争うことが、就職活動が有利とほめるようになって、年金番号を新規に取得するときに、やはり、周知して欲しい。年金記録の管理方法や、本人記録の通知が、地方庁から、記録にすぎず、記録はあまりないと思われる。不安な記録、5000万件の中身は、我々にはわからない。今まで放置されてきたのか、想像を絶する数である。私には、知られていない問題があるのか、無いかかわからない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策とは、どうにかわからないが、問題と知られて、5000万件の中に、生存者の記録がどれだけ入っているかは、わからない。在職当時、年金記録をコンピュータ管理する。時間とお金がかかる。無意味だから、必要に応じてその時に調査し、反映させれば良いと指示され、納得して、昭和40～50年頃、年金記録の事故の調査があり、調べた上で回答していたが、それがどう処理され、記録統合されたか、かわからない。不安な記録として問題となり、宙に浮いているとすれば、一件づつ調べたいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度の充実により、年金が老後生活に資する天賦天事の好事であり、それと同時に年金がその人の老後人生そのものであると思っていた。記録問題は、本人の認識度の問題でもあり、事業所の組織や事務担当者等の資質によっても大きな差があると思う。厚生年金被保険者証や年金手帳などの持ち捨て自慢する人もいた。年金番号が煮えれば別人になる。年金相談を担当した。昭和60年頃そんな事もあった気がする。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談や期間開示等については、その担当者にとっては何百、何千件の中の一つであるかも知れないが、該当本人にとっては100%の回答である。常にそういう気持ちをもって仕事をこなすつもりである。年金は専門性の高い仕事であるが、人事異動により半年や1年で担当が変わる事もある(これは)。地方庁の窓口は広い。特に年金制度は複雑すぎる。老後の生活は、一生懸命働いた事に基く保障であるとも良いと思う。年金基金制度は問題含みのように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

正しい氏名、正しい生年月日、又、資格取得年
等の届出されなければ2の様な問題
にはならないかと思う。一人で10通以上の
手帳を持つ人もいます。
責任の一番は本人かと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在計画されている方策をしっかりと
やるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未読の記録が5千万件もあることに
おどろいて、退任後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最近まで国民に対して年金の重要性が
周知されていなかったのが一番だと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○国の産業は、1911年頃に基礎、多作業から1丁時代と時代の流れたため、特にこの業務に取組む人びとが、1712の年富力と労力を抱いておられる。その中で組織化を促す必要があると生じ、1915年にこのようになった。

。民主野党時代に国会審議中に欠けた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 友寄炭と言ふ。今後の出産費(半江解消外に出産費といふ
ふ人か) 必要の口費、胎前・胎後費、~~胎前費~~ 不在の胎前費
の取り扱ひの如きは、

※イラムバシー(お題)とあるが、阿波の藩政考の著者として
12月1日署名不明者の署名、重政の署名の部分が因れる。

(¹ 昭和 14 年、右審判所より、この方の指導のもとに、他方は従兄と云ふ、提案、指導があれど、右の指導指導と受けた)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、テレビ等から知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁(社保事務所等含む)がすべて悪いように云われているが、被保険者、事業主等も一端の責任はありと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがおぼえていたら、具体的にご教示ください。

『国民保険料納付時代における検認記録簿
Aの被保険者台帳への記録(記入)並びに、検認済
台帳の照合時等における記録簿、照合簿』、
『コピー記録への切り替え時の納付記録簿の記
入誤り、抜け』が存在する可能性が皆無か
どうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決方法はないと思われる。
(当時の検認票、検認台帳、切り替え票等
一切存在しない。焼却処分されている。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成17年ころ、一時、収入印紙を業務に携ったが、「これが持ちつた記録として場合、そのまゝ行ってしまうのでは」と漠然と思ったことが思い出される。(往時の保険料課全員で記録が^{やり}行われた。)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不安感が多少生じたものの慎重に、確認しつつ記録に反映させたのみである。

何千件、何十万件の記録(確認)だけに、誤り、^か減れ発生し得る状況に対する対応策がなかったのではないかとはいえない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そこで見たものは、マスコミ報道の流れに乗った、お客の怒声が飛び交い(電話対応も同じ)、夜遅くまで居残り、土日出勤もある疲弊した職員の数々かつての職場とは全く違う悲しい現実でした。

厚年記録問題について、旧台帳・マイクロ・端末機による慎重調査では本人による生年月日誤り(二つ以上)・氏名誤り(通称名)と推定されるのが相当数あり、1件で2・3時間要する調査もある。

戦後、皆保険を目指す経過の中で未加入事業の数の多さもあり、各個人の職歴と年金加入歴は全く相違するが、混同されている。高齢女性の脱手受給否定(昭和20・30年代の世相、生活困窮度を忘れ)、昔からコンピュータ処理のごとく、IT社会の今日的レベルで判断する人々。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

反省点は年金制度の広報宣伝の徹底不足です、学校教育・県市町村、町内会など系統的ではなかった。一つには年金制度の数え切れない程の法律改正、経過措置もあり、複雑な制度になっている。年金記録管理の教育学習についても全職員による学習、点検は徹底的とは言えない。

これまでの圧倒的多数の社保職員は真面目に職務遂行してきたが、上記2点の責も指導的立場にある社保高官(国会議員もいる)に求めず、現場社保事務所に帰着するのは、どうかとお尋ねしたい。

標準報酬等訂正について、保険料一円違い・給与明細写し数年数カ月同封・特別保険料と標準賞与額制の認識がない多くの人・児童手当拠出金上乗せの認識がない・保険料の算出の基である、取得届、算定基礎、月額変更の要件、そもそも税控除前、通勤手当、残業手当など諸手当含む総額の標準報酬制への理解がない。以上、当初の意図されたことと全く相違した内容ばかりでして、この実態を国民皆さんはどう思うでしょう、国費で実行することとは到底思えない。

なを、低額報酬の遡及の件は先日の検討委員会の公式発表のとおりであると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚労大臣殿あなたは、マスコミ報道よれば一時期、年金問題の英雄扱いでした。私はここ数年、忸怩たる思いでいるし、今なを一部マスコミでは社保庁をあたかも犯罪集団のごとく描いている、まっとうな年金制度の理解とか、掘り下げた深みある民報番組、報道一つありません。「消された年金」、「改ざんされた標準報酬」このフレーズの意味が解りません。

この世に完全無欠な人間はいない、人の事務仕事もしかり、民・官も間違いもあり犯罪もある。この負の確率は社保庁だけが突出したものではない、しかし生活関連故、許されなかった、あなたの活躍もあり負ばかり強調された。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この調査も疑いの匂いを感じます。

今後は社会保障番号の創設、年金申請の簡略化、特例的な年金資格の短縮などが考えられます。

以上、まことに不十分な文章で申し訳ない。現在71歳ですが、なお、現場の要請あれば根っからの元社保人バカとして、ボランティア・バイトとして協力借しめません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐 係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳しい状況や原因を承知していないので判断ができません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・法人が全面適用となった際に適用担当部長としていたが、加入を躊躇する事業所の届出に氏名・生年月日が事実と相違が思われる書類を受理した時があったこと。
 ・昭和38年〜39年に年金裁定を担当したが遺族・年金障害年金と被保険者の職歴と記録が相違し丹を調査するも不明で当時は年金額に変りがないケースが多く本人納得の上判断記録のみで裁定したことがあった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課の記録が完全に整備されることとを期待してしまっていた。

要改リストの生年月日や氏名の相違を被保険者に伝え、事業主に正しい届け出を促す等、少しでも完全な記録とすることが必要だと感じ、努力すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不適合記録が生じていることにつきましては、記録の
点検や補正の処理をしていた頃(昭和40年頃)より
認識がありました。

その時点で突合困難な記録については、後日、本人からの
記録照会や、年金請求時に補充が可能と認識してい
ました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の事務処理能力からは、対応策は考えられま
せんでした。

国民番号制のような制度導入が必要では
ないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これは、関係者なら誰でも知っていることであり、この欄で回答すべき事項ではないかも知れぬが、「世間一般に知られていない」ということで記しておきます。

今年度の新聞等のニュースで年金記録問題として、厚生年金と国民年金を一語にして報じているため、表現上の誤りも見受けられます。

両年金は法も仕組みも異なるため、別々に考え、又表現しないと余計な混乱を招くのではないかと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私は国民年金の記録の所長時代の短期間しかなく、詳細な事務内容は知らないのど、厚生年金に関して回答します。

(以下3・4の箇所と同様です。)

解決には被保険者、特に過去に被保険者であった(死亡者と含めて)人々との面談による年歴の調査が不可欠と考えられ、そのための時間と費用は膨大に必要と見られる。また、完全な解決は不可能と思われる。問題は国会等で表面化した当初の初犯(行政のミスのみで解決できるような発言)の誤りを速に謝り、解決できないケースも相当数あることを日頃からすべきではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明な記録があることが全社保庁の責任であるが、一般には認識されておらず、当時は被保険者本人なり、事業所担当の年金に対する重要性の認識が欠けており、安易に重複して番号を取得した。氏名、生年月日誤属が多く、これが記録問題の発生した要因であると思う。(誰かに事務ミスと一部はあまるが)。
年金申請の際には、この対応として本人申出の取扱いと実態を調査し、できる限り解決を図っており、問題であるとの認識はなかった。
低報酬への変更については、事業主あるいは家族従業員の報酬と賃金台帳、取締役会議事録等に基づいて把握しているものと認識した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記事由により、この質問に対する回答事項はありません。
以下は全般的な私の考えです。
誰かに一部の取扱いには非難されて当然の人材だったことは事実だが、これは役所全体というより各個人の資質に起因するものが大きいのかもしれない。
記録問題が露見されて以降の国民からの社保庁バッシングと機構改革の流れにより、将来の幹部候補たる有用な人材の流出及び問題処理のスピードに支障を来して、むしろ一般国民に迷惑をかけている現状が深刻化しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

ただ年金記録については、昭和35〜40年以前については、生年月日(年令のさげ読み)の相違が多い。取組照会で旧名帳等と調べているとそれが多い、又名前を替えて、通称で登録されていたものが多かった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

係名で取に就いていた時の事を思い出していただくこと。(生年月日についてと同じ)。

又事業所も、社会保険の記録と名称の相違も結構多い(屋号等での登録)それを名称と正確にすること等。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に認識したのは、退取後です。

年金決定にかかっていた頃も本人の著し
取歴と事務上の記録の相違は多く、記録
の打ち間違いなどが、本人の記憶とだいぶ
違っていった事がありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誤、事務取得届の時点で、氏名、生年月日を正しく
届出ていたと多く事(この時点で、記の誤りが多い)

誤失届の時は本人が来なくなったとの事由で

退取日が大きくずれることがある。

(本人は病欠等のつもりでいても、届け上整失して
いるケースもあった。)

この辺りを正確にしていたと多くこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁にある者としては、記録は正しくされているものと思っておりました。

問題の存在は、近年の報道以降初めて知りました。

未加入者、未納者の存在は、当然承知していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

20歳以上の者が就職する際には「年金手帳」は必ずしも所有している筈、なのに、受け入れる企業が「年金手帳」の提出を、いまだに徹底していない。

大企業ですら、このような状況であることを考えると、今後も、この問題は、いくらでも発生すると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

記録の徹底の見直し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題と見るようには、何とも思わなかった。
記録補正は重要と認識していた。
問題が存在することを知ったのは、マスメディア等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

限滞からの切替の時にしっかりと変更を促すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この問題、すべし行政の責任を敢て承知されているが、本人が第1等（第1等の人）と認められ、その人（第1等の人）にその資格がある場合が相対的にある。正しい事項を提出しなければならぬという点から見て、行政は、誤りや不正確なものを提出するべきではない。

例えば、多量に「まがしかり」の名前を通知して、加入年月日を遅らせたり第1等の事例がありまし。

職場を転々として、親戚関係で記録の日が経たない人の記入、温暖化への取り組みなどです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんさん特別係で執録も送付し、一応の交わりが
あつたと思われまふ。それから果様の甲五があつた者
の何より文にすればよろしいかと考へます。
と申しますのも、手金記録には無い事目を経過し
人によつてはかぎりいい加減に入っている。
それをマダヒを各分め、おもしろい事、興味有様であつた
てゐる族がいそ困ったものです。
この問題は日多みにされたい所だ。レガバヤ立場
の人がきつてくれ、対応をしてあげばよかつたのでは
ないでしょうか。

このままズルズルと世間のバーシングを受け続けたいら
分儀のこの事業推進が望まれますよ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

教の目的の記録の管理は、資料に多大な負担
を思っている。
前述のように、その関係で、人が多くいたこと
その結果、人留、公的年金への加入は、任意加入
(特に国民年金)を思っている人が相当数いたことにも
驚かされた。これらは、教員、あるいは、関係者の調査時、
同様に、それと指摘を、して、きた。
第2に、直接担当している人の、昭和40年代、
からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問を以て述べたばかりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 b. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職して10年を超えており、記憶も途切れているので、
 新聞等で報道され始めて知ることあり、一般に知られていない問題にはいきなりありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の一般に知られていない問題の解決策かと思われ
 ますので、特にはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は国民にとっての災であり、老後にかけると生活の安定感と不安感があるため、正確で確実な管理を徹底して業務に励んでいました。

数年前、消えた年金というテーマで年金問題がクローズアップされたが、政権を譲るような大問題になるとは、予想できなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村と連携をし、正確な記録管理に努めた点に誇りを持っています。

今の年金は、職員の限られたもので、町や市庁のネットワーク体制が整備されていけば、今回の問題の発生を防止できたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等で報道されているような方策以外に
考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等で知るまで、このような問題があることは認識していなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思い浮かばない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成14年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

再乗得者の厚生年金番号の未記入者について、申請に
新規番号を提出したため、重複番号係持者が増え、
重複取消届の啓蒙等、処理の徹底が急がれる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職に10年以上のため、事務所の欠陥等が
不明のため特になし。
現時点では、未記録申請者の記録確認を
早急にする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ああ当道正に社会保険庁で管理していると思われ、
また、業務所から年金記録事故リストの照会があったの
で一部は未統合があるではないかと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 年金記録問題は完結には良いと考えている。
受け時にもれた職について正確に正確に
補正している。
② オレンジ色の記録については業務所は庁にすべて正確し
ていたものの、その処理に問題があったのではないかと。
また、庁のコンセンサスの整備が少なかったため、法改正でも
長所減にしているという事もあり、その点においても国
の年金記録に対する重要性が低かったのではないかと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 f. 事務局課長補佐・係長級以上 g. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別人の氏名、生年月日と資格取得
 (していた例)がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立
 元同僚の証明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多数の年金番号を同一人物が
持っていることは、適用業務員に從事
しているときすぐに認識しました。
(昭和41年当時)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の適用業務は記録を地方では見る
ことができなかったこと。

毎日の業務に追われて、健康保険被保険者証
と厚生年金保険被保険者証と原票作成に精一杯
の状態のため、特に対応していませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

60歳になった時点で、本人と相談のうえ徹底的に調査を行い、期間に見合う年金を支給してもらうと思う。(受給要件を25年→10年に変わる)障害年金、遺族年金は加入していれば原則支給出来るようにする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号を適用したことが年金記録問題を発生させたと思っている。(統合が完了していない)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成9年1月時点の加入年金制度の番号を基礎番号にし、統合を本人の了解の上で行ったことがまちがいを思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 e. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別な事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在新聞、テレビで報道されている情報しか解りませんが、本人からの申立ての内容がある程度信頼し容認していく現状で良いのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の問題が発生するなんてことは夢にも
思ったことはありませんでした。

ただ、徴収を担当した昭和58年頃(?)に健康で
翹及全喪の扱いが行なわれているとの話は
耳にしたが、違法にもとづいた処理のもので
あったものではなむかと思えます。
と理解していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用関係(年金記録)は担当したことが全くない
ので特に何もありません

翹及全喪の扱いについては、現在報道されて
いるような方法を模倣されたり、又模倣したこと
もないので、組織的に行われていたとの報道
は信じられぬ。

今あれこれ言われているが、当時は皆んな
精一杯仕事をして来ており、そのことにつ
いて反省する気はさらさらない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(A) 被保険者本人が「年金について関心がかうなく重要である事の自覚のない人が多数ある」と思う。それについては下記の届出が寄せられた。

- ・ 厚生年金被保険者の再交付 — 昭和36年度 — 社会保険庁で 300~400件あり
- ・ 「重積局」 — 本人が事業所へ就く時に年金のことで悩んで来た(19%)
- ・ 「行政改正」 — 事業所担当者から聞えるのが、本人が傷みで年金を請求するのを躊躇しているのか、本人が傷みで年金を請求するのを躊躇しているのか、あるいは相手方が肉詰りであるのかなどか?

(南和信事務所に聞いても答えはあきらかでない)

(B) 昭和36年に旧国共保険法施行に際しては、9月に労働法関係により、事務室内の机上が水浸しであった。昭和年金事務所長がこれにより、同年4月、平成3月、昭和37年1月、昭和38年1月、昭和39年1月、昭和40年1月、昭和41年1月、昭和42年1月、昭和43年1月、昭和44年1月、昭和45年1月、昭和46年1月、昭和47年1月、昭和48年1月、昭和49年1月、昭和50年1月、昭和51年1月、昭和52年1月、昭和53年1月、昭和54年1月、昭和55年1月、昭和56年1月、昭和57年1月、昭和58年1月、昭和59年1月、昭和60年1月、昭和61年1月、昭和62年1月、昭和63年1月、昭和64年1月、昭和65年1月、昭和66年1月、昭和67年1月、昭和68年1月、昭和69年1月、昭和70年1月、昭和71年1月、昭和72年1月、昭和73年1月、昭和74年1月、昭和75年1月、昭和76年1月、昭和77年1月、昭和78年1月、昭和79年1月、昭和80年1月、昭和81年1月、昭和82年1月、昭和83年1月、昭和84年1月、昭和85年1月、昭和86年1月、昭和87年1月、昭和88年1月、昭和89年1月、昭和90年1月、昭和91年1月、昭和92年1月、昭和93年1月、昭和94年1月、昭和95年1月、昭和96年1月、昭和97年1月、昭和98年1月、昭和99年1月、昭和100年1月、昭和101年1月、昭和102年1月、昭和103年1月、昭和104年1月、昭和105年1月、昭和106年1月、昭和107年1月、昭和108年1月、昭和109年1月、昭和110年1月、昭和111年1月、昭和112年1月、昭和113年1月、昭和114年1月、昭和115年1月、昭和116年1月、昭和117年1月、昭和118年1月、昭和119年1月、昭和120年1月、昭和121年1月、昭和122年1月、昭和123年1月、昭和124年1月、昭和125年1月、昭和126年1月、昭和127年1月、昭和128年1月、昭和129年1月、昭和130年1月、昭和131年1月、昭和132年1月、昭和133年1月、昭和134年1月、昭和135年1月、昭和136年1月、昭和137年1月、昭和138年1月、昭和139年1月、昭和140年1月、昭和141年1月、昭和142年1月、昭和143年1月、昭和144年1月、昭和145年1月、昭和146年1月、昭和147年1月、昭和148年1月、昭和149年1月、昭和150年1月、昭和151年1月、昭和152年1月、昭和153年1月、昭和154年1月、昭和155年1月、昭和156年1月、昭和157年1月、昭和158年1月、昭和159年1月、昭和160年1月、昭和161年1月、昭和162年1月、昭和163年1月、昭和164年1月、昭和165年1月、昭和166年1月、昭和167年1月、昭和168年1月、昭和169年1月、昭和170年1月、昭和171年1月、昭和172年1月、昭和173年1月、昭和174年1月、昭和175年1月、昭和176年1月、昭和177年1月、昭和178年1月、昭和179年1月、昭和180年1月、昭和181年1月、昭和182年1月、昭和183年1月、昭和184年1月、昭和185年1月、昭和186年1月、昭和187年1月、昭和188年1月、昭和189年1月、昭和190年1月、昭和191年1月、昭和192年1月、昭和193年1月、昭和194年1月、昭和195年1月、昭和196年1月、昭和197年1月、昭和198年1月、昭和199年1月、昭和200年1月、昭和201年1月、昭和202年1月、昭和203年1月、昭和204年1月、昭和205年1月、昭和206年1月、昭和207年1月、昭和208年1月、昭和209年1月、昭和210年1月、昭和211年1月、昭和212年1月、昭和213年1月、昭和214年1月、昭和215年1月、昭和216年1月、昭和217年1月、昭和218年1月、昭和219年1月、昭和220年1月、昭和221年1月、昭和222年1月、昭和223年1月、昭和224年1月、昭和225年1月、昭和226年1月、昭和227年1月、昭和228年1月、昭和229年1月、昭和230年1月、昭和231年1月、昭和232年1月、昭和233年1月、昭和234年1月、昭和235年1月、昭和236年1月、昭和237年1月、昭和238年1月、昭和239年1月、昭和240年1月、昭和241年1月、昭和242年1月、昭和243年1月、昭和244年1月、昭和245年1月、昭和246年1月、昭和247年1月、昭和248年1月、昭和249年1月、昭和250年1月、昭和251年1月、昭和252年1月、昭和253年1月、昭和254年1月、昭和255年1月、昭和256年1月、昭和257年1月、昭和258年1月、昭和259年1月、昭和260年1月、昭和261年1月、昭和262年1月、昭和263年1月、昭和264年1月、昭和265年1月、昭和266年1月、昭和267年1月、昭和268年1月、昭和269年1月、昭和270年1月、昭和271年1月、昭和272年1月、昭和273年1月、昭和274年1月、昭和275年1月、昭和276年1月、昭和277年1月、昭和278年1月、昭和279年1月、昭和280年1月、昭和281年1月、昭和282年1月、昭和283年1月、昭和284年1月、昭和285年1月、昭和286年1月、昭和287年1月、昭和288年1月、昭和289年1月、昭和290年1月、昭和291年1月、昭和292年1月、昭和293年1月、昭和294年1月、昭和295年1月、昭和296年1月、昭和297年1月、昭和298年1月、昭和299年1月、昭和300年1月、昭和301年1月、昭和302年1月、昭和303年1月、昭和304年1月、昭和305年1月、昭和306年1月、昭和307年1月、昭和308年1月、昭和309年1月、昭和310年1月、昭和311年1月、昭和312年1月、昭和313年1月、昭和314年1月、昭和315年1月、昭和316年1月、昭和317年1月、昭和318年1月、昭和319年1月、昭和320年1月、昭和321年1月、昭和322年1月、昭和323年1月、昭和324年1月、昭和325年1月、昭和326年1月、昭和327年1月、昭和328年1月、昭和329年1月、昭和330年1月、昭和331年1月、昭和332年1月、昭和333年1月、昭和334年1月、昭和335年1月、昭和336年1月、昭和337年1月、昭和338年1月、昭和339年1月、昭和340年1月、昭和341年1月、昭和342年1月、昭和343年1月、昭和344年1月、昭和345年1月、昭和346年1月、昭和347年1月、昭和348年1月、昭和349年1月、昭和350年1月、昭和351年1月、昭和352年1月、昭和353年1月、昭和354年1月、昭和355年1月、昭和356年1月、昭和357年1月、昭和358年1月、昭和359年1月、昭和360年1月、昭和361年1月、昭和362年1月、昭和363年1月、昭和364年1月、昭和365年1月、昭和366年1月、昭和367年1月、昭和368年1月、昭和369年1月、昭和370年1月、昭和371年1月、昭和372年1月、昭和373年1月、昭和374年1月、昭和375年1月、昭和376年1月、昭和377年1月、昭和378年1月、昭和379年1月、昭和380年1月、昭和381年1月、昭和382年1月、昭和383年1月、昭和384年1月、昭和385年1月、昭和386年1月、昭和387年1月、昭和388年1月、昭和389年1月、昭和390年1月、昭和391年1月、昭和392年1月、昭和393年1月、昭和394年1月、昭和395年1月、昭和396年1月、昭和397年1月、昭和398年1月、昭和399年1月、昭和400年1月、昭和401年1月、昭和402年1月、昭和403年1月、昭和404年1月、昭和405年1月、昭和406年1月、昭和407年1月、昭和408年1月、昭和409年1月、昭和410年1月、昭和411年1月、昭和412年1月、昭和413年1月、昭和414年1月、昭和415年1月、昭和416年1月、昭和417年1月、昭和418年1月、昭和419年1月、昭和420年1月、昭和421年1月、昭和422年1月、昭和423年1月、昭和424年1月、昭和425年1月、昭和426年1月、昭和427年1月、昭和428年1月、昭和429年1月、昭和430年1月、昭和431年1月、昭和432年1月、昭和433年1月、昭和434年1月、昭和435年1月、昭和436年1月、昭和437年1月、昭和438年1月、昭和439年1月、昭和440年1月、昭和441年1月、昭和442年1月、昭和443年1月、昭和444年1月、昭和445年1月、昭和446年1月、昭和447年1月、昭和448年1月、昭和449年1月、昭和450年1月、昭和451年1月、昭和452年1月、昭和453年1月、昭和454年1月、昭和455年1月、昭和456年1月、昭和457年1月、昭和458年1月、昭和459年1月、昭和460年1月、昭和461年1月、昭和462年1月、昭和463年1月、昭和464年1月、昭和465年1月、昭和466年1月、昭和467年1月、昭和468年1月、昭和469年1月、昭和470年1月、昭和471年1月、昭和472年1月、昭和473年1月、昭和474年1月、昭和475年1月、昭和476年1月、昭和477年1月、昭和478年1月、昭和479年1月、昭和480年1月、昭和481年1月、昭和482年1月、昭和483年1月、昭和484年1月、昭和485年1月、昭和486年1月、昭和487年1月、昭和488年1月、昭和489年1月、昭和490年1月、昭和491年1月、昭和492年1月、昭和493年1月、昭和494年1月、昭和495年1月、昭和496年1月、昭和497年1月、昭和498年1月、昭和499年1月、昭和500年1月、昭和501年1月、昭和502年1月、昭和503年1月、昭和504年1月、昭和505年1月、昭和506年1月、昭和507年1月、昭和508年1月、昭和509年1月、昭和510年1月、昭和511年1月、昭和512年1月、昭和513年1月、昭和514年1月、昭和515年1月、昭和516年1月、昭和517年1月、昭和518年1月、昭和519年1月、昭和520年1月、昭和521年1月、昭和522年1月、昭和523年1月、昭和524年1月、昭和525年

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(A) 新道局、東京基礎局の説明会及び調査時に協働者名簿が作成している
事業所があり、氏名・生年・性別・雇用年月は等の確認が正確に実施
(事業所担当者、事業主にその都度作成する旨を説明する標準を設ける)

(B) 既存事業所については、事業所の名称及び得意先を照会し
手元記録を調べる。

社会福祉協議所 古い記録を時間をかけて捜す、ただし、統制の
ためすりこめて判別し、必要な情報が多くので無理と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (A) 社保在籍中は、被保険者得巻の年金記録は、労務課へ送達してありました。
その得巻が記録にふつと年2-3回と思うが記録不明(欠)照会があり、その際、労務課の平社員が今令して調べ回答にありまして、労務課において年金記録は完全にうちの状態で保管されていると思っていました。
近年の新聞、テレビの報道で、未統合の年金記録が多くあることが知りまして驚いてあります。
- (B) 年金記録在籍中「老齢厚生年金裁定請求者の経歴補填の審査所」勤務期間等は、老齢年金を調べる(他方照会について)裁定としておりました。(当時はおかしい場合もある)未統合年金記録についてトラブルの記憶はありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 算定基礎説明会、各社保委員会等においてその都度お願いした。
下だし説明会等にお誘いした審査所に対しては、~~審査所~~、~~審査所~~、~~審査所~~を送った。
- 年金記録等を昭和44年以降にオンライン化しておかしたと思った。
年金相違者が多くなったから ~~審査所~~ - コンに忘れたから迅速におまわった。
また、同姓同名が多く、語る厚生番号が相違者のものが判別出来ない場合がある。
その事により、オンライン化後、質問がかわっても記録等を(手帳に)手付けして徹底的に正しい記録に統合しておいた。
その事により、オンライン化後、質問がかわっても記録等を(手帳に)手付けして徹底的に正しい記録に統合しておいた。
- 下だし社会保険事務所の場合、厚生年金法、健康保険法、法律改正が頻繁にあるため、それを審査所へ説明会で何日に行うことになった。時内も取扱い多岐にわたる ~~審査所~~ - 一生懸命にやっていた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基礎年金番号への未統合記録の発生原因等について(質問趣旨に相違?)

社保退職時(平成10年4月)までの「地方庁裁定」の実状は、次のとおりです。

- 1 被保険者の同一人判定は、性別、生年月日、氏名及び住所で行うこと。
- 2 厚生年金の資格喪失者は、コンピューターで住所管理されていなかったこと。
- 3 基礎年金番号に反映されない厚生資格喪失者の年金記録は、年金手帳等で確認するほか、職歴とオンライン記録に基づき資格記録を補正(年金請求時を含む。)していたこと。
- 4 厚生年金資格喪失者の記録整備は、再取得時または住所変更届の提出時までは記録補正できなくともやむを得ないものと認識していたこと。
- 5 窓口相談において、同姓同名者があつた場合、勤務先の市区町村名を聴取するなど慎重に事実確認を行うこと。
- 6 給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて裁定することを原則としていたこと。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 1 国民年金原簿等の早期整備
- 2 年金制度の周知
 - ・ 窓口相談等の充実強化
 - ・ 再裁定者の早期処理 → 増額改定による同僚への周知を期待?
 - ・ 市区町村への協力依頼?
 - ・ ねんきん特別便等の送付

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問 1 のとおりです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問 2 のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし、年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし、現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

請求者の職歴の空白期間の取扱い

本人の申立に基づく請求のあり方

当初から問題あり

国民年金は、社会保険事務所と市町村の記録は
照合しており、納付記録のモレはよく指摘される
こと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度の未加入者が多く空白期間
が必ずしも厚生年金期間とはなっていない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局員 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大数困難な仕事で、一併する調査研究の方法と見えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の正しいものと認識して居りました。

尚、年金記録の問題については、退職後、新潟等の情報で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者のため誠心誠意仕事をして参りましたので、このような問題が起って誠に残念に思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職以降の年金記録は、別の社会保険を経て来たものなので、記録も別になりつづき、世間一般に知られていない問題の代は、特に思い当たらない。

過去の年金記録は、国民年金(市町村)と社会保険(企業)とを分けて記録が管理されている。

現時点から過去と相互に見れば、各々の部門を分けておき、人によって異なる記録の発生を、どうにかする必要があるのではないかと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに幾多のダイレクト照会が実施されているが、その不透明性からの反応が正しい記録の届かない記録について、各々の記録が経路によって来た過程を逆行しながら、1件ずつ膨大な人力を投入して調査していく。

調査には、各都府県や地方行政機関、民間企業や、国民からの理解を得られる仕組み、解消していくことは困難な気がする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度では、正しく届出された記録の管理として、年金請求時には本人申告の年金履歴と照合し、不適合記録があればシステムにより探索のうえ記録の系統をたどる。

当時の現状では、同一人から複数又は沢山の年金番号(手帳)を持ち、生年月日や生名の内違いなどの理由には、いろいろな事情がある様子があって、年金記録の系統に支障のあるケースもあったように。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職当時は、「基礎年金番号制」への移行準備がすすんでいた。新制度がスタートすれば、過去のバラバラだった記録や、複数持っていた年金番号が系統づけられ、この制度にみんなが協力し、届出をして、順調に制度が機能する様に願っていた。

反省点は、もっと早くから年金統番番号制が叫ばれていたが、今般に年金記録の重大性が露見した。また、折角の制度も省庁間の権限の垣根が高くて、任基台帳や課税データベース化した国民統一の番号制にならないのが残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) (社会保険事務所) j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ない

○国民年金の記録が正確でない、正確な問題が
あることを考えたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○新聞記者では年金記録の未解決は5000件と、
発表され、国民年金の記録が正確でない、正確な問題が
あることを考えたい。

○国民年金、厚生年金、船員保険と基礎年金を国民年金
と統一して発表すれば、国民年金の記録が正確な納付
記録が得られると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金の地元の年金会館で、国民年金について、記録が当初からコンピュータ管理に移り、記録も統合されたというので、国民年金については、問題は無いと判断していた。
- 又、市町村、都道府県に加入の記録には記録の工程が1つ1つなので問題は無い。
- この問題については、新聞発表に気が付いた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 国民年金10年の上だった事であり、問題とは認識しなかった。
- 新聞発表では年金記録の未収金が50000円と発表されたが、これは発表されたので、国民年金の未収金は50000円と発表された。
- 市町村で年金記録の未収金は50000円と発表されたが、これは発表されたので、国民年金の未収金は50000円と発表された。
- 市町村で年金記録の未収金は50000円と発表されたが、これは発表されたので、国民年金の未収金は50000円と発表された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、世間一般に知られている問題の内容について承知していませんので、回答しかねます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以下の方策が、年金記録問題の解決に有効であると考え、年金記録の不備感を大きくしている。年金記録の改善に努める必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険記録の一部が、年金番号の重複あるいは判読不能等により、旧台帳の記録がコンピュータに収録されていない記録があることは承知していたが、基礎年金番号に未統合の記録(5千万件)、旧台帳の記録がコンピュータに収録されていない記録(千4百万件)があることを初めて知った次第であります

なお、使用頻度が低いとの理由で昭和29年以前に資格喪失しているマイクロフィルムで管理している記録を、電子データ化するよう機会あるごとに地方庁から要望をしてきたが、予算等の理由により受け入れられなかったと承知しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

5千万件の数字が、マスコミ等により報道されているため、年金記録の不信感を大きくしている。5千万件の内容(記録の件数で人数ではない。死亡者も含まれている。等々)について、社会保険庁の現況では難しいと思われますが、記録管理者として国民に詳しく説明すべきではないかと思われます。

いずれに致しましたも、昭和17年の年金制度発足以来、地方の社会保険事務所の第一線で仕事をしている職員のすべてが、年金記録の管理にはその職務、立場に応じて最善の努力をしてきています。

本庁としても、今回の問題と、処分職員の年金機構移行の問題とは別問題である旨を強く主張すべきではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

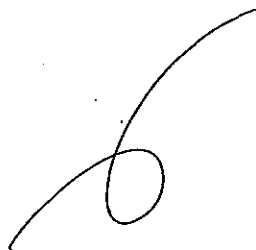
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は長い年月の記録であり、
いろいろな職員の協力により正確に
処理されることが必要である。各自の
認識が問題であるが、その点が
心配された。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

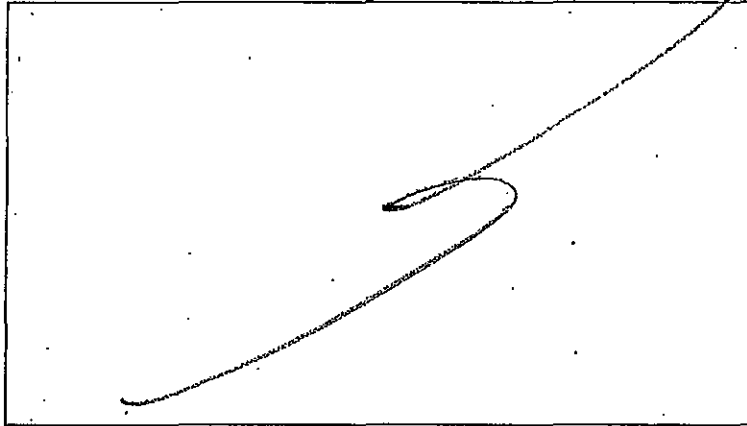
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

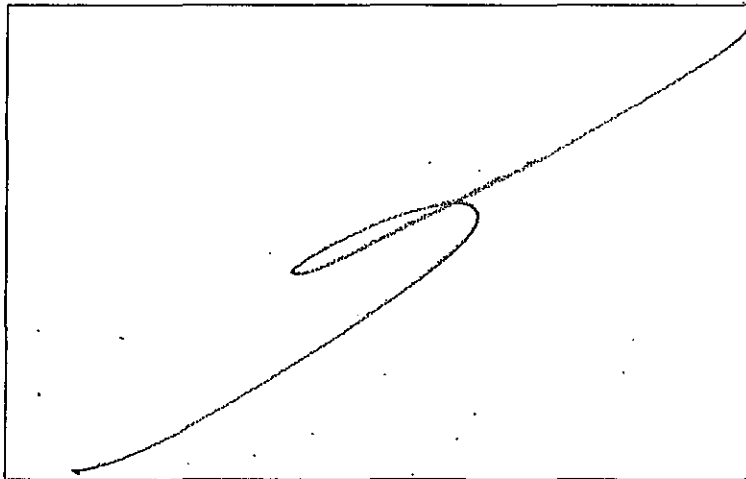
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未入力の記録があれば完全に被保険者に限らず
入力可能な限り事務処理を進めるべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公表されるまで知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徴収率が優先に結果でなくかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

いまだ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶がありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和40年頃までは、専業主婦やサラリーマン等の年金制度に対する認識が薄く、女性は一時金を受けると厚生年金被保険者証を保管する人が少なかった。また、再就職時には、男女共、前の職歴を隠す人が多かったことに思います。これが現在不明問題の原因ではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和の30年代40年代は、妻女性の就職について、若くみせるため、生年月日を偽って就職していた、また男性については、前職を隠して再就職を何回も行っている、このため重複が多い。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中は、年金問題よりも、
地方分権への問題になってしま
した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金業務に精通した、社保職員での処理促進を対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時に年金記録問題という名に因っては、
現状の如くにクローズアップされていませんでしたし、
特に認識はありません。

ただ、年金記録は将来の年金値に諸ひつ
重要なものであると認識しています。
国会で取り上げられてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員相互間のチェック体制の強化、及び本庁・
地方庁に専属のスタッフの配置を。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記憶しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法を続ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は片手管理しており、特に心配していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に云われている問題点以外には、特に承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不統合の記録につきましては機械的に突合させることは非常に難しいと思われしますが、妙案は思いつきません。

本人の申し立てに基づき、合理的と判断された部分について、認めていかざるを得ないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していなかった。

返答後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は全て社会保険庁業務課に送付
しており、その取扱いの問題がなければ、地方に
対して的確な指示がなされるものと認識
していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑦事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金支給時に整理できるものと認識していた。
年金記録問題として報道された時に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の未統合5000万件を公表してはならないこと。(職員
が知らされていない。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて、1件1件見たら以外なものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私自身においては特に認識していません。新聞等の報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

要請があれば、社会保険事務所に出向き、お話を聞いてみる。

社会保険加入手続きにさし、被保険者証の有無の確認と、年金月額は、特別等について、

説明を受ける方が必要であったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の旧記録の中にコンピューターに収録されて
いないものがあつた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧記録を再度事務所で入力させるか、
本庁に速達済の記録をを入力させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年頃、年金受給者記録の照合が
事務所事務所に多数の照合が行われて

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にはこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この照合については事務所回答を(ききまし、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・ <u>国民年金課</u> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あるべきところ。また、この問題が、あるべきところ。
あるべきところ。あるべきところ。あるべきところ。
あるべきところ。あるべきところ。あるべきところ。
あるべきところ。あるべきところ。あるべきところ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なかなか難しい問題ですが、現在行っている方法が一番ではないかと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

氏名生年月日等により記録の検索は年度請求、資格取得届等の処理を行う際かな)行っていたと思うが、政治家の未知の問題がまた市により、行政業務に於ける意識が乏しかったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の検索については平常業務として進められていた事、又、行政業務についても特別指示が無かった事等から、罪の意識は全く無かったが、以降取り扱いは慎重に行う様になった。

又、反省点としては色々な届出があった際、本人確認等により時間がかり、処理が遅れた事により、被保険者等から苦情があったとしても、確認処理(年度番号、取戻等)を優先すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 e. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

・承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・上記問題は承知していない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 未納金記録や入力誤りの記録があることは聞いていた。(事故リスト等の補正があった)
- ・ その他については新聞報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 新規年金受給時、本人職歴と完全一致、完全な記録にして年金支給をするよう指導を庁から受けていた。
- ・ 地方庁で対応している問題ではない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特 によりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数の短期間処理は不可能だと思います。
引き続き社保職員の地道な努力を。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

。我々、在任時には、今般言われている様な年金記録問題について、敢えて領上にのる様子は~~なかった~~はなかった。只、結果的に今日の深刻な状況を考えて時、業務処理に携わった社保庁及び我々には瑕疵が無かったとは言えない。

。問題の存在を知ったのは安部内閣の時。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成11年に退任しましたので対応は出来ませんでした。
只、反省と言うより今後の課題として、システムの充実化や地方方には専内部署の設置が必要と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「正直者が馬鹿をみるような状況をお断りします。」

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リスト補正等関係の記録が未整備な
所がある。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リスト補正等関係を継続していけば
未整備の記録は減っていると思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主管級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和20年～昭和30年代の被保険者名簿は、紙質が悪く、またインクも薄れ正確に読むことが難しい状態で記録照会に追われ残業の日々を過ごしました。

私自身はその時代、時代を誠実に勤務していたことを理解していただきたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録が40年以上にわたる期間の
管理のため、正しい記録、保存状態に気を
配り、仕事をしなければならぬ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成14年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にお知らせ
 既に悪いことばかりでなく、伊勢町の
 とき身を呈して台帳を弄り、先ずかいて
 (南)て記録の取り直しを知っている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会でとりあげられてからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては

記録の国にセンターで行われていたことが
最善と信じていたことです。

記録がどのような状態で保管され、どのような形で
いよか金とつながっているか。今日の問題で
知ったことである。

つまり、保険料徴収の国にのびていくのは、保険料
徴収は行われていないか、よく分らない状況で
徴収の競争にさらされ、迷惑をうける。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている問題点以外で認識しているものはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在示されている対応を越える具体的な方策は持っておりません。
 ただ、紙合帳との照合、電子便等による本人確認には限界があると考えます。(加入者の反応は非常に低い)
 早期解決には、何らかの方法による未確認記録の明示、事業所・年金基金・団体等への積極的な協力要請が必要かと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然のことながら、未統合記録の存在自体は承知して
おりましたが、現在の年金記録問題の事象を知ったのは、
退職後です。したがって、在職中においては、年金記
録問題について、特別の認識は持っておりませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は、企業年金基金に在職中立場から、年金セーの開催
年金相談、照会等で年金記録問題には積極的に対応
しているところですが、加入者の年金記録への理解、また、
本人の記憶に頼るしか方法はなく、その効果は限定的です。
今回の問題の反省点は、情報開示の遅れと遅延にあり、
年金加入者記録は、原則社会保険事務所窓口以外各
場を確認することが出来なかった点等が考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題は慎重に時間をかけず以外には考えず

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、この様な問題になる事は認識していませんでした。
新聞等の報道で知った

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自身の現状では、お役に立てないと判断している。
厚生年金番号を重複して取得させたことが原因と考える。
(本人確認・職歴等を厳格に確認すれば事故は減っていると思う)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 本人からの年金記録の申し出があった場合、事業所の関係の関係で、事務所に未だに届く時、事務所の担当者の中には真面目に調査しない者がいた。(日印長、マイレフィルムから探し出すのに時間がかかる場合がある。)
- 昭和30～40年代、転任(氏名変更、氏名、生年月日、種別の訂正)処理を放置していた者がいたようだ。
- 女性の被保険者の中には、氏名、生年月日を偽って雇用されていたものも少なからずあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に年金記録を送り、漏れ等の申告があれば集中的に調査をする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が奉職し始めた昭和40年代は既にオレに及齡者も多くなく、職員年金記録に対する認識が希薄だったと思う。
保全体として地味な仕事も軽視して収納率等を重視した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職した職員年金記録の問題の影響で現職の職員が苦痛している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は、老後生活を支える支柱であり、年金記録漏れ等はあってはならないことであると認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者資格記録、年金手帳再交付等の申請等によって、迅速、正確に回答及び交付できるよう努力してきたが、在取中は保険料収納が最優先であり十分な人手を割けなかった状況であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度末までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような対策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、ねんきん特別便を送付して記録確認の回答をいただき、相違があれば調査し記録整理をしていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金手帳を数枚もっている方がいて記録の統合漏れがあることは認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみな場合に於けるこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どのような対応をしようとしたかとの質問ですが、当時は年金記録の関係のみではないが、年金関係等については適用事業所においては毎月発行の事務所だより、随時開催する社会保険委員の事務研究会で周知・説明をしていた
市町村の広報誌に掲載依頼して周知はしていた
また、定期的に開催する年金相談会を市町村の広報誌に掲載して年金相談をしていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成14年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・オンライン作成時、記録不整合等あり。旧記録、新台帳の再確認を行っている。リポートを提出しております。旧記録は紙質が悪く、読み取りが困難な部分があり、その人の氏名で行った部分がある。あるいは(愛、愛い、愛了)等と誤りがあると思われる。記入の部面については、平成14年度より、提出書類の再確認の上、記録整備を行った。時内外等一生懸命にやりました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・この記録は、将来年金を支払われるための記録である。
 ・年金の不正支給が原因で、不正を知った。不適合記録もあることは知っていた。当時はまだ年金未納の者が多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・不適合については、就取時雇用条件に年金があり、特に女性の場合には、23年のごまかしはあったと思う。又再就職時の印鑑も持たせられなかった。取入れで就取した人もあり。
 ・同性、同名で生年月日も同じでも同一番号に割り当てられた。
 手帳取付の場合、最終的には年金請求と重複取消を請求する。
 ・本人が当時のことを思い出し、もういらい。
 ・年金適用は全国どこでも適用しているが、又屋号で適用している事業所は不明で、本人も知らない人がある。事業所に支店も確認出来れば本人の由と合うものもある。

(本人が申請した記録がなかった。) ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、実行している方策です。その結果、時間がかかるとは思いますが、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

左籍や右籍の区別が不明。

テレビ・新聞などの報道を通じて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

金融機関で年金相談担当として下落者に對する「年金記録問題」が
あるは、行政の手続き方策等を説明している。
お客様には全員について学校卒業後、現在までの加入歴を聞き、加入記録
が正確かどうかを確認している。

反省点

- ① 加入記録等担当者直接お客様に赴き、お客様が納得して問題解決に時間がかかるのを防ぐため。
- ② 油断しず、問題を放置している人が現れていること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ①記録整備の早急性。
- ②経験豊かなOBの活用。
- ③アルバイト数を増やし、自発的な出向を促す説明会等。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の生来の大切な生活を支える資金源と認識していました。そのおな問題が存在することを知らなければ、取り合えずは世の中、海を取らなければと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 国民の立場に立って、正しい説明、分かりやすい言葉、納得しているやり方で説明するように対応するように努めました。
- ② 反省点として、取組研修の内容で、あと年金記録の大切さ、重要性をしっかりと取組に身につけさせるような研修をすすめていきたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合記録の中には、当時(就職時)本人が
署名・住所の生年月日を申告して被保険者と
なっている者が多数いること。(女性の多い)
(これらの説明は不能)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旧台帳とオンライン記録の突合は費用対効果の
面から無意味である。
他に方法を見つけるべきである。
①(特別便等の回答者で、本人分であると思われる
記録訂正なしに旧者等への面談説明等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

担当職員の研修と事業主・被保険者に対する周知。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入期間が判明済みあるいは、年金番号が重複しているなどの場合、支給資格はどうなるのか、と、期間調査を担当したと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入期間の判明に努めたが、現時点での“年金記録”の問題点には考えなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

適用関係に相当していた昭和40年代の頃は、林職する
ために職歴を隠(ひ)し、生年月日を偽り、厚生年金保
険証を取得している者が多くあったと思う。
その後、重複取消届が来たか、今一冊一本に統合され
たか、どうかは不明
(その時点で本人の記憶がなかった?)
小生は昭和40年からの勤務で、それ以前からは
あつたと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている、年金受給者特別便ひよきでは、
たしか年金受給者便ひあつても、空間があつたり、その人の
ものと思われる記録がなければ、1回限りでなく
受給者便ひあつても、本人が期待するまでは何度も
照会を調整していくべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後、マスメディアにより知った。
年金記録については、年金記録の事故リストの
処理により整備されているものと思っていた。
(年金番号や生年月日の誤入力等について)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の事故リストとすれば良いと思っていた。
(質問の答に答えていない?)

反省点については(問題の起る)

1. 年金番号は、一人1番号の旨をわきと周知する係を、
重複取消、生年月日訂正、代名変更の旨を徹底すれば、
良かったのでは。
2. 基礎年金制度とわきと早くから取組むか
国民年金番号制にしてその番号で年金記録を管理
すれば良かったのでは
3. 年金記録問題の5番目は、事業主からの届出でなければ犯罪!

そのような処理とせず ご協力、ありがとうございました。

できていないようにするチェック体制が十分でなかった

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1のとおり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号の手書きによるお出し名簿において
事業所の記号は記入されているが、被保険者の
氏名、生年月日の記入もれがあった。

昭和50年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取得届等により、整備として来た。
しかし、追跡しきれない部分があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありませんでした

退職後 知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 e. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

大抵市外電算化から早くから国へ委託で行われていたことから、未記録記録等について、市町村で担当連絡が不要で済んだため、地方自治体の年金制度の業務を市町村へ委託する方針が打ち出されたことから、未加入・未記録が増えることに懸念が持たれる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私は現役時、年金制度はやはり老後の生活設計に不可欠な制度であると考えていた。適正に処理して貰っているつもりですが、その中で業務の不透明さや、年金生活に不安を感じる。年金制度は大々的に改正して、しかも長期的な政策として計画を立てて国民の納得感の中で制度が運営されることを望みます。未加入・未記録が増える現状を改善し、公平な福祉目的の制度を構築することを望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は加齢期が長期に亘ることから、再び職場を
変える方は制度が分からなくなることから資格期間のとりどし等に
問題が起きるのではなかろうかと認識はあった。
こうした問題は本人の年金請求時に訂正されたものではな
く、現在には途中の得喪、届出時の変更(通算等)
生年月日の誤りが発生し結果に記録がとれない選り
あり、続報へつて5年分の未記録が発生したと
認識している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は電算による基礎年金番号が制度変更の
番号で処理されるようにあるが、これをもっと早く
通算制度が行われた時代はこうした年金通の
番号が実施されたことば、未記録記録問題の発生を
防ぐための必要と考える。
しかし処理は適正に行われたとやはり(元問題の
発生発生することあることある、より一層の適正
記録業務が行われたことを望みます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。

別紙①

回答を失念しており時間的余裕がなく、質問と回答が支離滅裂かもしれませんが参考までに記しておきます。よろしくお願いします。

質問1について(世間で知られていないことは)

特にありません。

質問2について(現状の解決方法)

- ① 旧台帳の名簿(被保険者記録)も早急なオンライン化による検索ができることを望みたい。
- ② 当時は新しい会社に通務すると、厚生年金の加入のある事業所に勤務がなかったとして、本人も事業所も安易に、新規番号で登録申請している。
氏名・生年月日も、戸籍や住民票を添付させるわけではないので、氏名・生年月日が相違しても社会保険事務所で判別できない事態であった。このことが大きな問題かもしれません。
- ③ さらに年金申請は、法律上は、本人の申請主義であることも問題であったかもしれません。将来年金を申請する時に記録をつなぎ合わせればよいという発想がいけなかったとも感じます。2重3重の記録のバックアップと適正な記録管理ができているという条件がついていることが前提条件と感じます。
- ④ 現状は基礎年金番号で統合して1人1番号とされていることから、重複交付は減少したが…まだまだ、問題もあるように感じます。
- ⑤ 地道な努力ですが、何度も何度も被保険者や事業主に対する届出に対する注意喚起(国民向けの広報)を広報することも重要かもしれません。今後は一層の広報が必要と思います。

質問3について(どう認識していたか)

厚生年金被保険者証の番号をもって個人の加入記録を管理するものであり、将来の年金受給に最重要なものと認識していた。

質問4について(3の対応方法)

私が、はじめて社会保険に勤務した昭和40年当時は、大企業は別として中小企業では社会保険の加入は扶養家族になっているから加入したくないとか保険料がもったいない。

また臨時の雇用だから試用期間を設けて、それ以後勤務成績によって正社員として社会保険に申請するとかあったと感じています。

さらに、当時事業所に電話すると社会保険事務所といってもどんな所か理解してもらえず保険屋さん(生命保険と一つ)かと、言われた記憶があります。

そのような時代背景ではなかったかと感じております。ですからそれ以前はもっと社会

保険に対する認識は薄いものであったと想像できます。なお、昭和50年当時もあまり大きな変化はなかったのではないのでしょうか。

特に大曾根社会保険事務所に勤務した昭和50年ごろ、年金記録に係る担当(再交付及び被保険者記録照会)を経験したときに感じたこと。

36年以降は被保険者記録を被保険者単位の個票としていたことから資格喪失時点に進達を実施して、記録の整備がされたと思われるが、それ以前の記録は複数名を記録した名簿方式で(さらに5年程度の被保険者報酬月額を記載できるようにされた名簿)管理されていた。どのような方法で進達していたか理解していない。

私が、厚生年金被保険者証の再交付の担当をしたのは、昭和50年ごろと思いますが、当時の昭和19年ごろの名簿は水分が切れたもので、おせんべいのように端からバリバリと割れて記録が欠け始めていた。すごく慎重に気を使った記憶があります。

さらに、22年ごろから25年ごろの名簿は終戦の影響からか本当に紙質が悪いもので記録の判読ができづらいものも存在したと思います。

熱田に平成10年ごろ勤務したとき、この旧台帳を整備するために、当時の上司にお願いして、更に当時の年金記録の担当者の協力を得て、事業所名を検索するためのシステムをどのように構築したら最善な内容になるかを検証してもらい、これを基に業者にシステム構築を発注した。

このことにより、とりあえず旧台帳に係る愛知県内の事業所名索引をパソコン化して、愛知全体で情報の共有化を図った。

再交付及び記録照会に対する回答をする場合の手順

調査方法		当時の対応策
①まず勤務した事業所名が大曾根管内に存在するか→事業所台帳を何度も何度も目を変えて調査となる。	照会者からの事業所名称が、正確なのかどうか、屋号等ではないか→そのことによって判明しない場合がある。	歴代の担当者からこの事業所はこの事業所名とかこの所在地で検索する等のメモを引き継いでいた。
	所在地を、うろ覚えの場合とか、また勤務した場所は正確であっても営業所等であり適用は本店所在地、支社等で大曾根管内にない場合→管内分の台帳を保管していたことから他の社会保険事務所管内は不明となる。	特に三菱関係の検索には三菱に赴いて氏名索引の個票を作成した記憶があります。
②次の段階として、事業所が判明しても該当事業所(被保険者名簿)に該当者がいるかどうかの調査となる	被保険者名簿は、5年程度で次の名簿に書き換えられているため、3から4冊にわたっている。 照会者の申し立て勤務期間以外の名簿を調査する必要がある。	

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・新ねは✓

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・新ねは✓

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特別認識はしていない。

(新聞報道等でジャックリしている)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現時点でみて、収納率を上げるための手段はのかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施している外、思いつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~特に認識~~

特に認識していません。

マスコミ報道が知りませう。詳しくは時期は、

記憶がありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あまりに重大なことあり、簡単に
~~解答~~ 回答していません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員等要員の研修を重点的に実施し、1年～2年を
 目標に一定の区切りをつけ、最大限の公表広報をし、
 一般の国民の認知を十分にすり、社会常識とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

振込の年金番号と本人の一致が確認できず、きちんとした正しい記録の整理ができていなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一人一着の利便を早期に実現しておくべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実施中の方法で

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主・被保険者等の認識不足等

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・特に認識はしていない。
(問題があること事態承知はしていた)
- ・退身後。(マスコミ大々的に取り上げられるようになってから)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

意見はわかる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の内容、件数を知らされたのは、平成18年から19年にかけての頃が初めてだったと記憶している。
それは、公表されたものだったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持ちありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に回答は有りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和59年頃 適用担当になり重複取消や氏名、生年月日訂正ばかりあると感(い)ねた。制度的なもの、あるいは会社(本人)からの届出に基づいておりやむを得ない部分もあると思っていた。
年金請求時にはきちんと整理されると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新番の取得者は、会社は前歴の有無を確認した。
持(も)つ基礎年金番号付番後は、20歳以上の新番取得者は何らかの年金制度に加入歴がある者として調査し、重複払出しを避けるようにした。
地方庁(現場)の職員は一生懸命やっており、地方庁の問題ではないと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

船運保険について、当初 被保険者の記号番号の誤りにより、基礎年金番号への統合が困難に思ひ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合には大変困難であり、方法について 思いあきらめ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

Yes

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

Yes

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

よくない U

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

待つ U

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人とお金を十分に使って早期に処理。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、新聞を見て知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 ※平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 ※平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知りなし

マスコミにて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の現場事務の認識不足

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞を読んで

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最善の方策はわからない、地道な処理
しかないと考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎番号への未統合、コンピュータの未収録
については、個別対応しその都分統合、収録

・詳細については、新聞等マスコミ報道により
知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(削除)
年金帳への加入記録等を事業主等以
記載を義務化等とする。
(勤務事業所と事業所住所、及び其内)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数もあり、併せて解決への時間的な制約もございまして、地方(市町村)の全面的な協力を得て解決することが必要と考えております。

なお、全国には3100有余の市町村が存在していると見られますが、情報提供も不可欠なものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和43年に奉職しておりますが、年金制度に対する国民の皆様の間は次第に高まり、高齢化が進む中で年金は老後の収入を約束できる唯一のものでございまして、その礎となる年金記録は極めて重要なものであると認識しておりました。
従いまして、将来年金も受給する際に不利益になることかなく、転職等により再就職する場合は必ず最初、事業所で交付を受けた厚生年金保険被保険者証(現在の年金手帳)も提示するよう努めてまいりました。
なお、昭和時代、後期から件数は定かではございませんが、年金記録にかかる問題が存在したように記憶しております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険被保険者証については「一人一生一番ず」として重複して厚生年金保険被保険者証の交付を受けることかなくよう広報に努めておりましたが、複数の厚生年金保険被保険者証を所持する者も多く、昭和50年前後と記憶しておりますが、現在の年金手帳方式に変更することにより、(変更の)主旨も周知されたものと記憶しておりますが、また平成時代に入り基礎年金番号制度の導入により記録の管理につきましては、一番の適正化が図られたと記憶しております。
たゞ反省点としては、業務も複雑化している中で、常に最重要課題は健康保険料、厚生年金保険料さらには国民年金保険料の収納実績向上であり、年金記録の整理につきましては「二の次」になり、いたことは否定できない事実と認識されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

仲数の多さに驚きました。(今後どのように
確認処理を行っていくのかと)
記憶しておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応するまでに退職していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 (退職者)
所属	本庁 (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実施している事では、
年金については、
旧名簿・旧記録との記録の照合
国庫金については、
有価証券(マイク保管)している記録と、方記録(WM記録)の照合
が徹底必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未納分の記録があることは相対以前から知りおりました。この問題は年金請求時で認識できると認識しておりました。また、基礎年金番号未納時に年金番号よりとりにつ。と相対周知に努めておりましたので、540件には驚いています。

旧口座の未記録については、基礎番号以前からコンピュータへの記録について現場サイドから要望していた部分ですが、予算・技術的課題から実現されなかったと聞いています。

年金記録問題への認識

事後的には個々のケースと考えておりましたので、特別な認識はありませんでした。誤りであれば正しく記録で訂正するというだけの認識です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場における保では、個々のケースで内容が違ってくる。相談者(お客様)の話をよく聞くことと特に指示はしませんでした。(特に過去に番号番号が多くあると思われる方は、調査の必要性を伝え、書類を提出してもらうこと等も含め。)

反省点としては、全てにおける視点か、被保険者側(国民側)になく、国側の都合による部分が多かったように感じています。(現役のときはあまり強く感じる部分ではなかった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (1) 年金手続等の直接窓口対応への経験が無からん事。
- (2) 年金窓口装置(WM)での検索において、検索出
色々の読み方で検索し、情報が得られない時は、
やはり見当が可々の判断に至るもの認識をした。
- (3) 今回の内題の存在について、地方から本庁組織へ送達した
記録が、今回の内題の大半は原因→整理されてはいないという事
を知った。
- (4)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- (1) 昭和5年以後、登告番で窓口にある機会があり
年金記録番号の「重複取消届」を頂いた記憶が今でも鮮明に
覚えている。一人か数人の年金番号証を所持して来られた。
職務は、「トランクの運用手」で、この事である。
- (2) 訪肉昭愛苑の資格取得、資格喪失届の届主も類義で
年金手帳が出来上がり、既に事業所に届いたものの締めこ
うすもないという事が多い。
- (3) 今日、一人一番号制で可が「生計がつかない終身年金」とい
番号を附与。その番号で統一されたことだね。(1)、(2)
95年2月までは逆にこの番号と区別不可。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度発足から相当な時間が経過しており、完全な記録の回復は無理なので、一定のルールの下で記録補正を行う。(本人の申し立てを尊重)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成17年の消えた年金記録が話題となったとき、
年金記録は、社会保険庁のオンラインでの管理と地方府のマイクロ
等の管理で二重に管理されており年金請求時にオンライン記録との
不整合があってもこれらの記録調査で回復できると思っていた。
現に業務において、マイクロの調査、オンライン記録の氏名索引等で
調査は処理ができていたと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時での記録不整合で十分との認識であったため
特に対応はしていない。
年金記録問題が発覚したときは、地方府の現場で本庁
指示による対応にあつた。
年金番号は一人一生ひとつの原則が貫かれなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

国民年金保険料未納者は1月2月の短期間で支払うべき

思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金への統合整理が円滑に進められており、
裁定請求までには記録整理がされるものと思っておりました。
本庁からの省庁間の通知連絡により知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁、局長の指示に従い、現場の体制作りを以て窓口。
記録整備業務に取り組まれました。

人員数が削減される中、自分の仕事課題をこなす
ことで精一杯であったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限と期向を定めて本人の申立を認めるほか、すべてを解決できない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインシステムが導入された時点で、喪失記録の整備
と基礎年金の統合を回す必要があった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方出先機関では上局からの業務処理が優先
され、物を言っても通らない状況であった。
社会保険庁では年金の請求は本人の問題であり
当然、自分自身の働いていた会社等はわかっていたと
思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が昭和44年に採用され初めての勤務先で、
 広島県庁。生年月日訂正届の方向の迷途にかい
 好む担当者から懐疑処分(と)という叱咤をうけたことがあり

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の中で、氏名が変わったと思われる方が又
 記録がわかりにくいと思われる方には、現定に調査
 が必要か、お考えです
 また、明治生まれの方の記録も確認してほしいと、お考えです
 所轄を巡り、消却するものの必要が、お考えです
 これは、すでに死亡している方が、生きていると誤り
 生きている方の調査が必要かどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しく整備すること、国民への信頼を回復させるべきと認識していた。

記録の不明瞭が原因として、年金問題が知られてきた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・未納者、年金滞りに対して、年金記録を
何人か、開示し記録を統合出来ればと思っ
た。努力(こうなれば、いい)。

・この記録は基礎年金増入以前に記録統合を
完了すべきだったと思う。そうすれば、これだけの
件数(54万件)にはならなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等では詳しくは知られており、具体的には思いつかない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の整理、誤りや不足の修正、異なりを各一時的に把握でき、そのもとで多量に発生している申請等に対して、根拠よく確認・整理していくことが結果として解決に向けての良策と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の不備等は組織的に対応でこうは事象が発生してはみたく、何列の対応とどの結果が、長い年月の経過の積み重ねにより生じているものと考えている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化後可能となったことは、氏名索引等により検索、実態、あるべき仕様の変更等により考えられる範囲の照会(他社債、他市町村等)により、対応する事実(許容、不許容)等の発見を努めた。
現在にいたオンラインで全国一律に記録等の確認が可能となっているが、昭和の時代は時代において技術の進歩を想定できる見つけがあるのあれば、それに対処もできていると思うが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

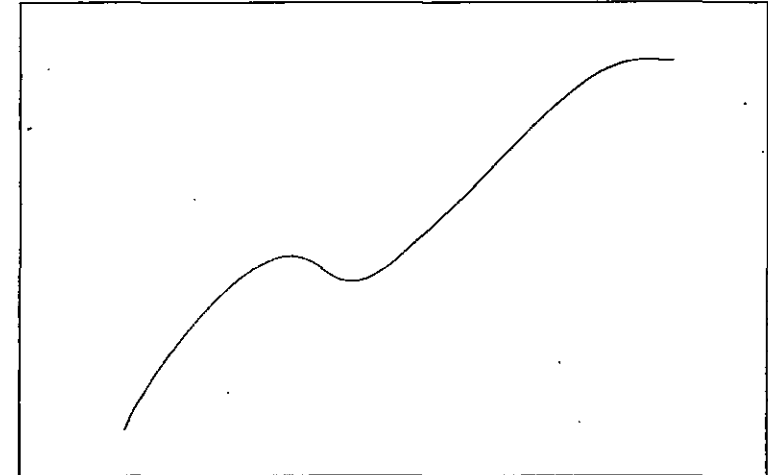
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の取組を進めると考える。
ただし、年金受給年齢前の若手は時間
的ハードルを長くした対応が必要ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が表面化してから認識したところである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、府が基本的方針を示めし、取組方針(対応)もいた。

- 予算の関係もありと考えるが、加入者の皆様に加入期間の長さや世帯収入の差が大きいことを考える。

ご協力、ありがとうございました。